

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護）に係るヒアリング(16)」

2. 日時：令和4年6月8日（水） 14時30分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社 松田 常務執行役員 他16名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
- ・ 令和4年6月2日
「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護）に関する資料提出」
- ・ 令和4年6月7日
「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護）に関する資料

提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それでは、ただいま、
0:00:04	西間瀬。
0:00:06	令和4年、では3年4月28日に申請のあった。
0:00:11	事業許可申請について6月2日6日提出の資料をもとにヒアリングを行うものとなります。まず規制庁側の出席者は本庁からカミデaタカナシフジワラタジリ。
0:00:23	瀬戸川です。ウェブEXの出席者は、コサク、
0:00:28	オオオカになります。
0:00:31	それでは日本原燃が出席者の紹介と議題の構成の確認説明範囲、達成目標を説明してください。
0:00:42	齋藤日本原燃の木野秦です。
0:00:44	まず出席者ですけれども、松田スズキ三谷、木野秦、肥田オオハシ窪田、上岡、目時津島。
0:00:54	しな野澤、伊勢田古城、濱田姫野、あと奥出が遅れて出席予定です。
0:01:08	ありがとうございます。それでは最初の議題に進みます当該資料は事前に確認しますが日本原燃の方から説明がありましたらお願いします。
0:01:20	はい。日本原燃の三谷です。それでは昨日送付をしております、有毒ガス防護に関連する基準に対する適合性の確認についてという資料。
0:01:31	こちらの方ですね、これ6月13日、予定の
0:01:41	吉江案となっておりますこちらについてご説明申し上げます。資料のめくって2ページ2ページをご覧ください。
0:01:48	こちらですね再処理施設における有毒ガス防護に係る規制基準適合性を確認するための取り組みということで、上の四角が囲みの一つ目は昨年4月に事業変更許可申請を行った経緯を記載しております。
0:02:04	で、それ以降のですね、以降の審査等でのこれまでの指摘事項を踏まえまして、取り組みを行っております。
0:02:13	その取り組みがですね、矢羽根二つ書いておりますけれども、期間に許可に立ち返って再処理施設における有毒ガス防護に係る基本設計方針を確認し、
0:02:23	次に、4、許可の誘導活動に係る基本設計方針等、追加要求事項を踏まえた基本設計方針を比較をしまして、既許可からの変更要否を検討しまして申請書への記載事項を明確化したと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	いうことを行いましてその結果ですね、追加要求事項に対する基本設計方針の適合、基準適合性を確認したことからその結果を示すというふうにしております。
0:02:49	その下の図ですね取り組みの流れをちょっと図で示しております。
0:02:55	既許可の事業指定申請書、A D R Bとですね補足の説明資料を基にですね期間における基本設計方針、こちらをですね改めて立ち返ってですね、企業に立ち返ってですね、
0:03:11	有毒ガス防護に係るものとして確認をしております。そちらとですね追加要求事項も踏まえた現在の規則基準、あと有毒ガス防護に係るガイドも、
0:03:23	踏まえまして、それらを
0:03:26	検討比較をしたと、
0:03:30	したな、その流れがですね、その下に
0:03:34	吹き出しで書いておりますけれども、1から3のに記載した項目この順番でですね
0:03:43	検討整理をしまして、申請書への反映、
0:03:48	反映事項記載事項を明確化したというものでございます。こちらについては間瀬先生、先般、補足説明資料として提出をさしていただいております、おりまして、最終的に、
0:04:01	補正書へ反映して、審査をするという予定にしております。
0:04:07	続いて3ページ目をご覧ください。
0:04:11	こちらがですね先ほど申しました有毒防護に係る基本設計方針の整理結果でございます。
0:04:18	こちらの表のですねちょっと見方なんですけれども、検討項目といったところがですね、先ほどの2ページで説明しました検討の
0:04:28	流れの、に記載した、1から3、3-1から3-3までの項目となっております。
0:04:36	で、既許可における基本設計方針が、速記乗っておりますして次に、のところに追加要求事項と記載したところがですね、こちら
0:04:47	規則のとか基準の一部改正に基づく追加要求事項とですね、あとはちょっとそれをですね、明示的に規則に書いて、
0:04:59	直接書いているわけではありませんけれどもそれを踏まえた、当社の方が必要と、追加として必要だというふうにとらえた事項を記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:10	三つ目のですね、こちらが検討を、
0:05:15	検討整理を踏まえたですねその追加要求事項を踏まえた有毒ガス防護としての基本設計方針を、三つ目の、その次のところで記載しております、
0:05:26	それに対して適合性がどうかと、許可の変更がどうなるかというものを記載したものでございます。
0:05:33	赤字に記載したところがですね、こちらの昨年12月までの審査等においてですね説明をしてきた内容からの変更箇所を示しております。
0:05:46	まず3ページ目のその表の、まず一つ目の有毒ガス防護に、
0:05:51	おける設計対象の選定でございますけれども、こちらについてはですね
0:05:59	これも改めてですね昨年12月以降ですね整理検討いたしまして、節、最初施設の安全性の確保するために必要な節
0:06:10	設計基準と、重大事項に関してのですね、設備を設計対象として選定をいたしました。
0:06:18	こちらについては、実際既許可の基本設計方針でもですね、述べている通りですね、フィールドガス防護が必要な設備というのは真木川で考慮されているということを確認をしております、
0:06:32	企画課の変更は不要であるというふうに整理をしております。
0:06:37	その下側の、
0:06:39	名称を確保するための要員ですね、こちらの有毒ガスの防護対象者の選定についてですね、こちらは
0:06:50	改めてですね、設計基準における現場作業員テストと、重大事故時におけるですね、屋内、屋外のみならず屋内の対処要員、
0:07:00	こちらについてもですね、選定をしております。
0:07:05	こちらも規模で考慮しているということを改めて確認をしております。
0:07:11	次の4ページ目。
0:07:14	すいません規制庁高橋です。
0:07:16	ここ、この辺りですね、開封をしろということもありますので例えば表の見方ですとか、あとその大きなポイントですねそういったところについてですね説明していただければと思います
0:07:26	全部1個1個必ずしも細かく説明する必要はないと思いますので、要点だけご説明いただければと思いますよろしく申し上げます。
0:07:35	日本原燃三谷です。承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:38	こちらの方。はい。今のページでありますと、詳細については昨日、先週6月2日提出したですね、資料のナンバー3のですね、
0:07:53	図全体のまとめ資料のですね、2ポツ、2.2項にですね詳細については記載をしております。
0:08:01	で、その次の4ページ目ですね、こちらについても、有毒ガスの発生元の網羅的な抽出ということで、改めて会、こちらも
0:08:13	これまでですね、その有毒ガスの発生メカニズムの幅広にしっかり改めて整理したですとか、
0:08:23	それいうことを、あとはその下のですね、
0:08:29	主化学物質のみならず、構成部材についても、改めて経営し整理してですね各調査をしたということんことを、正副反映しております。
0:08:40	こちらについても詳細については全体まとめ資料の2.3をですね、こちらの方に詳細を記載をしております。それぞれ表のですね、右側の方にそれをについて適合性を
0:08:53	どう確認したか、既許可への変更がある、変更と記載を明確かつが必要なものというものがあればそれを整理しております。
0:09:06	記載のですね、
0:09:08	こちらの方は記載の4ページ目ですと記載を明確化するものというものがあります。
0:09:14	その他設計方針を追加するものがございまして、そちらについては、5、すいません、6ページ目でございます。
0:09:24	6ページ目がですね、有毒ガスの発生要因を想定した後にですね、
0:09:31	牛評価に基づいて防護対策を策定するところでございますけれども、こちらの設計基準と重大事故等にですね、
0:09:41	それぞれ分けてですね発生要因を総想定してですね、評価条件を設定して、実際の評価を実施をしたものでございます。
0:09:54	結果としてはですね、その評価の条件がですね期間における再処理施設の安全設計と整合しているということを確認をしておりますね、既許可で想定していないような有毒ガスの発生元というのはないということは確認をしておりますけれども、
0:10:09	規則基準の追加要求事項に対する適合性を示すために、その設計方針というのをお押し審査申請の方でですね、追加すると。
0:10:19	いうことを、にしたいと考えております。
0:10:24	7ページ目。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:27	ですね、7ページ目についても、こちらの防護対策についてですけれども、こちらの方もですね、先ほどの評価の結果を受けてですね、
0:10:39	防護対策を策定しておりますけれども、これもですね一部
0:10:44	防護とその防護対策にかかる、その設計方針を追加をするというものも ございますし、あとは、
0:10:53	既存の
0:10:56	換気設備、ですとかあとは、通信連絡設備、それから防護具類を用い て、有毒を今有毒ガス防護に用いるということをですね、改めて記載 を、
0:11:08	その期間のですね記載を明確化して、追記するという変更を考えており ます。
0:11:15	そうです。
0:11:18	衛藤菜ては、すみません8ページ目のですね、こちらは、その重大事故 に関しての、
0:11:27	ですけれども、こちらも防護対策として、有料化請求評価に基づく防火 対策としてですね、
0:11:35	有毒ガス防護のための手順ですとか体制を整備するという方針を、これ は設計方針の追加として記載をして、あとは、先ほども藤も同様でござ いますけども通信連絡設備ですとか換気設備、
0:11:48	の隔離、防護具類の各層によるの。
0:11:51	ですね、こちらを有毒ガス防護に用いるということを、追記するという 変報ような結論となっております。
0:12:02	はい。
0:12:04	そんな要点としては、以上でございます。
0:12:09	はい。それでは規制庁側からですねただいまの本本資料に関しまして、 コメント等ございましたら、お願いいたします。
0:12:20	窒化あ、すみませんじゃ規制庁高梨です。私からコメントさせていた きます。
0:12:27	本市の会合資料ということで、前回の先週のヒアリングでもですね、少 し細かくこのような整理をした上でまとめてくださいというお話をした んですけれどもまず
0:12:39	ちょっと確認を含めてなんですが、まず2ページ目に記載していただい てる話というのは、これはこのこの申請全体での、通しての流れ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:49	取り組み方の説明という理解でよろしいでしょうかそれとも、前回、いわゆる 12 月の会合以降見直しというかそれをした体制を、
0:12:59	ご説明しているという趣旨でしょうか。
0:13:06	日本原燃鈴木でございます。
0:13:09	前回 12 月以降の取り組みで書いてあるのこの点線の中身だけでございます。実態としてはおっしゃる通り、前回の取り組みのところで、経営方針の確認ですとか申請書の、
0:13:20	中身の確認というのは後ということだったんですが、そもそも論としてどういうことがあるべき姿かということなんで結論から申しますと、申請全体でどういうふうに取り組んだかということでございます。
0:13:32	その上で 12 月以降がどのように位置付けられるかといったところを、機 2 ページ目で表現をさせていただいたと、こういうことでございます。
0:13:41	はい。規制庁高梨です 2 ページ目の木曾記載の趣旨というのは今ご説明いただいたところかと思えますけれどもそれで点線の中が 12 月以降の皆おしいよっての進め方ということで、
0:13:54	その説明が間に 3 ページ以降に記載されてる内容となってると思うんですけども、ただどちらかというと 3 ページ目以降もその結論
0:14:02	がまとめられてるところに、2 のようにも見えるんですが、要は、その 12 月の会合のときにですね、再生安全の紙設計の基本に立ち返って、或いは、
0:14:15	再処理施設の特徴を踏まえて、再整理した上で、もう一度、一通り整理をして提出、議論をしましょうという話をしたと思うんですけども、その 12 月、前回会合以降のですね、
0:14:27	に取り組んで肉で取り組んできたことですねどうということに関わったのか或いはどういうところが、作業してきたのかという観点で作業してきたのかといったところがですねちょっと、
0:14:40	見えないような気がするんですがそのあたりってというのは、どのようにお考えなのか、
0:14:46	説明してください。
0:14:56	日本原燃都築でございます。具体的には本文というよりも、
0:15:01	中身のそういう検討の話ということを、ということでありましたので 11 ページ 12 ページをご覧くださいませでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:16	ここにももとの設計更新域というものがございましてこの設計方針の幹というのは、ここは内容的には昨年の12月の審査会合でこちらがこういう検討をやりましてというふうにお示しをした内容に沿ったものでございます。
0:15:31	ではそれを幹といたしまして設計方針の考え方ということで、だということで、こういう検討をしたということをご示しをさせていただきます。
0:15:43	例えば11ページいきますと発生元網羅的に抽出ということでございまして、化学物質だけではなくて、有毒ガスというのはいくらも幅広あるべきだということでございましたので、また誘導ガスを含む大気汚染物質発生メカニズムから、
0:15:56	宴会をして、なおかつ許可のところで固定施設稼働施設といったこういった考え方もございまして、最初からそれを取り入れて周辺でどんなものがあるか。
0:16:06	12ページに行きまして3-1でございまして、もともと異常事象ですけれども、聞かずに考えていた異常事象に伴ってどんな誘導河成が出るのかと。
0:16:17	こういったところをしっかりと確認するといったことがございまして、それに確認した結果から、評価すべき発生元を抽出し、あとは評価に行ったということですので評価のところも、
0:16:30	これは3-を2でございまして、もともと主排気塔放出というところだけがあったところに対して、
0:16:41	やはりその異常事象に従った評価条件と、特に磯野は発生の経路ですねそういったものがあるはずであるということですので、そういうことを検討して評価条件を設定し、
0:16:54	それで影響与える有毒ガスを設定して防護対策につなげたと、保護対策ももともと換気対策宇田だけだんがメインというような説明してございましたけれども、
0:17:05	ここは換気対策だけではなくてマスクですね、そちらの方と対策、ある意味、それがセットということで検討させていただいた、その検討結果は、
0:17:18	整理資料の補足説明資料の方でここにはありますけれども、ここに書いたような形でまとめさせていただいた、こういった内容を検討してきたということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:30	はい。規制庁高橋です。そういうそういった取り組みについてですね1字1句すべてをですね資料に起こしてということではないにしてもですね、ちょっとその辺のところの説明がちょっとないように見えますので、
0:17:44	その辺りのところはやっぱり会合で説明をいただくっていうところが必要なのかなというふうに思ってますというのはですね例えばなんですけれども、3ページとか4ページのところでですね、
0:17:55	記載があってこの赤字のところはですね今12月以降、変更になったところというところなんですけれども、ここを見るとですね例えば3ページの上の行ですと、既許可の方針と基本設計方針とですね、追加要求事項動いた基本設計方針が、
0:18:10	全く同じ記載になっていて、これが12月以降の検討で変わったということはですね、その前には何か変更があった可能性があったけど、検討し直したら、
0:18:20	やっぱり変えなくていいですっていうような感じにも見えたりするので要はそこへの考え方がちょっとどういう更新なり考え方ってのがちょっとない、あればですね、そういったところもですね、
0:18:31	どう、どうどういう経緯でこうなったのかっていうのわかると思いますので、いわゆる12月以降か考え方観点それからさ、どういう結論だったかという、その間瀬瀬戸といいますか合わせた形の、
0:18:44	説明になるようにちょっとご検討いただければと思います。以上です。
0:18:51	日本原燃三谷です。原山のコメント承知いたしました。あ、規制庁コサクですけど承知しましたっていうことなんですけど、私はどういうふうに反映されるのかがイメージ湧かないんですけど、どうされるおつもりですか。
0:19:11	日本原燃鈴木です。言われたことに対しておっしゃる通りです。どういうふうにありますかって話のときに、これもともと説明の中身としては、
0:19:23	お恥ずかしい話ですけど、あえて追加要求事項を踏まえて基本設計方針を改めて見たときに、説明していなかった事項も行きました。それを改めて確認しましたら、
0:19:34	評価の基本設計方針はそもそもそうなるってことを確認しましたという、丸井井出弊社からすると少し恥ずかしい話がここに書かれております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:46	それをどう表現する、表現した方がいいのかなということなんですけれども、むしろ基本設計方針でそれを改めて確認しましたということなので紙資料に落とし込むのは、
0:19:58	今日設計方針等を改めてというところよりも、むしろ、
0:20:06	先ほどの10ページ11ページをどうやってここに落とし込むのかなということなんですけどただ落とし込みすぎると資料が細かくなるので、ちょっとここはすいません、少し持ち帰り検討かなというのが率直な
0:20:21	阿部コサクです。すいません持ち帰り妥当
0:20:26	混乱するというかずるずる遅れるだけなので、イメージを持っていただきたいんですね。イメージを持ってないんだったら、聞き返していただきたい。
0:20:34	ということです。で、
0:20:38	三谷さんって言われましたっけ、あの担当なんだと思いますけど、
0:20:43	何かいいイメージ持ってます。何かあります。
0:20:49	日本原燃三谷でございます。ちょっとすみません、今時点ではちょっとまだ
0:20:56	もうこうしたら、できるというちょっとイメージまでは至っておりませんでした。
0:21:01	コサクですけどそうだとすると何がポイントかっていうのをちゃんと議論しましょう。せっかくヒアリングなので、
0:21:08	Dですね、タカハシからは一連で話をしてしまったので、いくつかポイントがあるんだと思うんですよ。
0:21:18	今回作業した
0:21:22	そもそも既許可に立ち返ってといったときの立ち返ったときの考え方。
0:21:28	要は再処理の特徴って何なんだと、それを踏まえてどう防護
0:21:33	を考えていくのかと。
0:21:35	ということで、一通り資料の中に埋もれてるんですけど、
0:21:41	薬品を使う工場だっていうことだったり、それも複数建屋、複数箇所を使うと。
0:21:49	ということがあるので
0:21:53	それらで発生しうるものっていうのを全体挙げて、それらに対して設備の健全性、人の操作性と、
0:22:01	ということ一体を対応していくと。
0:22:04	ということでそもそもやってみました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	ていうところに立ち返り、その上で
0:22:11	基準要求として検知器だったり
0:22:15	というようなことの要求があるので、改めて実
0:22:20	追加でやるべきことがないのかを見ていきましたと、ということですよね。
0:22:30	日本原燃鈴木でございます。コサクさんのおっしゃる通りでございます。
0:22:34	はいコサクですっていうのは12月の会合で少し述べられてるわけですよ。
0:22:41	そこら辺を、12月の会合の資料そのまま埋め立てられても、また混乱するので、
0:22:48	その部分要約したものを最初につけて、最初っていうのはすいませんね。
0:22:56	2ページ3ページの間っていうところですかね。
0:23:00	で、それがあからこそ、3ページ以降のこの既許可の基本設計方針と、
0:23:09	いうところに照らしどう考えたかと。
0:23:13	いうことに繋がるんだと思います。その間をつなぐものが少し足りませんっていうのが、
0:23:21	高梨が言ったことかなと思います。一応2ページの四角囲みに、大枠だけは書かれてるんですけど結局立ち返ってとかっていう言葉に埋もれちゃってるので、それをもうちょっと再処理の特徴って、
0:23:34	どう考えてたのかという既許可の内容っていうのを、視点をちょっとまとめてもらえればいいんじゃないかなと思いますけど高梨さんそんなイメージでいいですか。はい、高橋ですちょっとまとめてすべてを言ってしまったがそうですねその下、いわゆる検討の観点ですね、そういったところってある或いは立ち返りの観点といったところです。
0:23:54	少しつなぐことを入れて、つなぎを入れていただくということでございます。
0:24:01	以上です。
0:24:02	規制庁コサクですけど、三谷さんそれで、
0:24:05	理解できます。
0:24:07	日本原燃三谷でございます。i n c hの話大変、はい。よくわかりましたので

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:13	イメージとしてははい、庄子でわかりました。
0:24:18	はい。規制庁コサクです。よろしく申し上げますその上で、どんな対応してきたのかっていうのタカナシも少しありましたけど、
0:24:28	3ページのところを見ると、起居カーでそもそも考えていたことが今回説明が不足してましたということだったので、立ち返ったところそういうのも一体として整理をすべきだと。
0:24:42	いうことで入れましたと。下の枠で言うと現場作業員っていうのも、
0:24:49	要求事項が制御室の方での要求だったので失念してましたけど、もともと考えているので、それらについても一体として考えていきますと。
0:24:58	いう趣旨だと言うのが、何かわかったほうがいいかなと。単純に変更箇所っていうだけだと趣旨がわかりにくいっていうことだと思うので、
0:25:08	そのあたりを吹き出しで書くのか備考で書くのかよくわかりませんが、
0:25:12	対応いただけるといいかなと思いますけど、高橋さんそういうそれもす。そんなイメージですよ。
0:25:18	そうですねそんなに他、規制庁タカマツの体操にたくさん書く必要はないですけども、ちょっとイメージがわくような記載はあった方がいいと思います。以上です。
0:25:33	規制庁加来です。それで既許可等、この真ん中の踏まえた方針っていうところが同じものはそういう趣旨だっていうことで、
0:25:44	マーキングしていただければいいんですけど、そうじゃないものっていうのが何ぞやっていうのは、
0:25:50	やはりもうちょっとちゃんと言わないとわからないってところだと思うんですけど、4ページの下枠はそもそも全然書いてることが違うんですね。
0:26:00	これは既許可を根本的に書き換えるのかというところでもないはずなんですけど、
0:26:07	ここは何でこう違ってらんですか共感に立ち返った部分はどうなってますか。
0:26:16	日本原燃都築でございます。すいませんここの基本設計方針の時に、ところはせず前段で説明すべきだったと思いますけども、
0:26:24	これ網羅的に抽出するといったところが設計方針でございまして、この通り調査をするといったところは、網羅的に調査するところの手法を変えているということですこれ、これ自身が設計方針というふうに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:36	のところではありません。なので既許可の方針からしますと、これは網羅的な調査の中で含まれてますが、ただ、網羅的に調査といったところは、今日のところでは明記はされてない。
0:26:49	それからもともと発生元のところをですね、9条と12条をここも明記はされてないということで、これき適正化したいというこういう趣旨でございましてここは書き方を改めたいと思います。
0:27:02	はい。補足です。そういう意味では、基本方針は踏襲をし、もともと一通り中止するという考えには変わりありませんと。はい。いうことだけどその抽出の調査においては、
0:27:15	もう少し深掘りをちゃんとしていきましたと、いうことの深掘りの内容が、従前はこの範囲での説明だったけど構成部材というところまで入れ込みますってということですね。
0:27:27	日本原燃鈴木です。おっしゃる通りでございます。
0:27:31	はい、規制庁コサクですわかりました。その旨で
0:27:36	影響設計方針のところも、それがわかるように書いていただくしそれが読めるように、
0:27:44	遅くなり備考なりというところで対応いただければと。
0:27:47	ます。その観点から次のページ以降どんな感じになるのかっていうのを、井谷さんざっとおさらいしてもらっていいですか。
0:28:16	コサクですけど、追従できてます。
0:28:25	日本原燃の松田ですけど今の6ページ目からということでみたいなこういう見ながらご指摘いただいてこうしようということを考えておりますが、
0:28:36	今お話ししていただいた内容は、基本許可の基本設計方針と、それから追加の基本設計方針が、
0:28:47	同じ、同じ文章になっているというところは、
0:28:53	同じ文章になった場合の考え方をそれをわかりやすく説明しなさいという話と、それと、これが違っている場合、違ってる場合は、
0:29:02	1機関に立ち返ったという観点からいうと、ちょっとどのケース、ケースバイケースかもしれませんが、基本設計方針は同じなだけで、
0:29:13	園木今回は少し深掘りをしたとかいうものをそういったものを補足説明しますということで、そういう区分けを今から6ページから7ページにかけてご説明すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:25	というようなことを、今ちょっと、それぞれを今考えてやってるところです。
0:29:33	ただ、現在スズキです。補足をいたすそれプラス、追加要求事項でもととなかったところにあるというところがございますので、ここはこれが追加要求事項としてあるのでこんなところで設計方針の追加ということでございます。ここは
0:29:49	ある意味その中で、一緒くたに今松平が書かれたような状況ですので、ここも少しわかるように記載した方がいいかなというふうには感じております。
0:30:02	はい。コサクですおっしゃる通りだと思います。それは
0:30:06	どこまで4の話でしたので、5ページ、5ページは多分、踏襲するのの説明が抜けてましたっていただけだと思うんですけど。
0:30:17	6ページ以降、どういうことか。
0:30:21	ていうのを、一通り説明していただければと思います。
0:30:27	一通り整理できてよしかじゃなくて順々に考えながら話していただいて構いませんのでどうぞ。
0:30:41	日本原燃の三谷でございます。5ページ目については、記載の通りですね
0:30:48	改めて整理をすると、結果としては
0:30:55	不許可での考えていた基本設計方針と、2、同じになってですね改めて何かエース変更なり追加するっていう必要がないっていうのを、
0:31:09	見たいということでございます。
0:31:20	6ページ目については、こちらですねについてはこれ
0:31:31	規則の方ですね、の方、
0:31:34	すいません、こちらについてはより規則の方ですねその防護対象もともとすいません聞く期間においてはですね、
0:31:47	も予想される最も苛酷と考えるような条件を考慮して、発生元を選定として、
0:31:55	あったんですけど真木つこちらの規則の方ですね、アクアすいません規則の改正によってですね、有毒ガス防護対象者のは、対処能力が襲われる、備わるをすいません損なわれる恐れがある。
0:32:10	有毒ガスの発生元を特定するという、結構具体的な要求があったということでそちらを踏まえて、荒と長谷改めて評価条件を設定して、その

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:26	有毒ガスの発生元を特定したと、そのところは結構具体化したところになりますので、それが
0:32:36	そういった誘導ガスの影響評価を実施するという、設計更新が待つ。
0:32:41	ここんところは追加になるということでございます。
0:32:50	補足です。
0:32:54	ちょっと、
0:32:55	はっきりしないところもあるので順々にお聞きした方がいいかなと思うのでちょっと止めてしまいましたけど、
0:33:01	6 ページの話は上の欄は、既許可になかったものが一新たに入るかっていうとそうではなくて、
0:33:10	誘導数の方がそもそも考えていたわけですね考えている。
0:33:15	運動内容がその下の枠で書いてあるものであって、
0:33:21	あまり詳述してなかったことを、要求事項具体に出てきたこともあり、具体化。
0:33:29	しますという古藤じゃないですかね。
0:33:40	日本原燃の奥でございます。今おっしゃっていただいた通りで、既許可の方は今バーになってるのはこれが下の方はきちんと有毒ガス濃度、誘導ガスの発生元書いていて上の方バーッて書いてるのはこれはどういう意図かといいますと、
0:33:57	この
0:33:58	発生元を評価するときのいわゆる追加要求事項である、損なわれる恐れがある発生元を特定するための影響評価濃度評価を、
0:34:08	するっていうのは既許可のところでは、明確には書いてなかったと。それを、それが書いて、ゆ書いてなかったので追加要求事項もあってこの追加要求事項を踏まえた、
0:34:20	基本設計方針でこういった評価をするというところを、基本設計方針として書くというようなことを考えております。先ほどおっしゃった通り
0:34:31	評価するしないにかかわらず下の方に書いてある有毒ガスの発生元っていうのは、
0:34:36	既許可で考えていたことと、今回こういう評価をして、した上で、特定したものは変わりのないっていうことを、ここで説明しようと考えておりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:48	はい。蘇武です。奥出さん、どのタイミングから聞いたかちょっとよくわからないのであれなんですけど、それでいうと、6ページの既許可のところの下の枠は大枠として維持するものであって、
0:35:02	大枠ってことからすると上の段に書いてあるべきものだと思うんですね。で、そこは踏襲してますと。
0:35:09	その上で、その上でなのかその中でなのか、具体としてこういうことを今回追加してやってきましたという体系だと思うん
0:35:20	そういう書きぶりにされた方がいいんじゃないかなっていうことなんですけどご理解いただけます。
0:35:26	日本原燃の奥出です。おっしゃる通りだと思いますそういうふうにさせていただきたいと思いますちょっとここは
0:35:33	今回の追加要求事項のところで評価条件設定して対象発生元を特定ってそういう2分割でやったのを、
0:35:41	期間の方にもそれに合わせて書いてしまったんですが、清川菊川のやり方でやっていたというのが、今おっしゃった通りこの大枠としてこういったものを、
0:35:51	方針として考えるっていうことを企業が説明しておりましたので、その通りの形で、2段を開けるのではなくて、1段で示すっていう形にさせていただきたいと思います。
0:36:06	はい。補足ですよろしくお願ひします。その上で、下の段は前回のヒアリングで少し説明いただいたように、評価の内容を、
0:36:17	変更した結果こういうふうになりましたっていうことですよね。
0:36:23	日本原燃奥出です。その通りです。
0:36:27	はい。それがあれですかね上の段の下の赤字で書かれ、上も下。
0:36:34	D D Sそれぞれ赤字に書かれてることっていう、
0:36:37	理解ですね。
0:36:41	そうですねそういう古藤形になります。上の段でその評価条件そのP S Aで書かれていること、これをもとに評価して、下のようなものが出てきたということです。
0:36:54	はい。ゴソクですわかりました。その関係性とかがわかるように、
0:37:01	説明を補強していただければと思います。
0:37:06	日本原燃奥出です。承知いたしました。
0:37:10	はい。コサクです。じゃ、7ページ以降よ。また説明をお願いします。
0:37:25	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:27	すいません日本原燃奥でございます。7ページに関しましては、時岡と追加要求事項の踏まえた設計方針というのは変わりありません。
0:37:38	これは追加要求事項で、こういった
0:37:43	20条とか26条で検出装置警報装置その他適切に防護するための設計を設けるといふようなことが入っておりますけれども、ここのところについてはもう既許可の段階で有毒ガスっていうのを、
0:37:57	環境条件としてもうすでに織り込み済みだったということもありまして、基本設計方針としては変わらないと、いふような結論になりました。ただですね要求事項が追加されたっていうこともありまして、
0:38:12	適合性の確認のところではここは制御室緊対所、現場作業員って三つでの段で書いてありますけれども、
0:38:20	制御室の運転員に対しては、設備とか資機材聞くまで考慮してこれでもって、追加要求事項を踏まえても、必要な対策がとられているということを確認したんですが、
0:38:33	追加要求事項に対する、具体的なその適合性を示すために、一つ目はこの警報装置と検出装置と警報装置、
0:38:43	こいつらに対する度ってどういう設計をするのかという意味で、敷地内の固定施設、これは先ほど6ページ目のところで対象は制限なしといふふうに説明しましたけれども、
0:38:56	そういったように敷地内の固定施設に対してはこういう法令で求められるような、検出措置警報措置が不要であるような設計にすると。
0:39:07	そういったところを追加するといふふうに考えてます。これ以外ですね通信連絡設備であったり換気設備、防護具類に関しましては、既許可ですでに記載されてはいるんですけれども、
0:39:18	こういった通信連絡設備換気設備防護具類っていうのを誘導 g r a s s としても、使うんだと有毒ガス防護としても使うんだっていうところを明確化することによって、この追加要求事項を、
0:39:32	説明する、適合性を説明するとそういうような説明が必要だといふふうに結局変更内容のところ記載しております。
0:39:42	緊対所も同じような物の考え方なんですけれども緊対所の方はちょっと若干制御室と違っているのが、制限主の追加要求事項は検出装置と警報装置だけだったんですが、
0:39:55	緊対所の方はその他、適切に防護するための設計というものを入れなさいと。これ自体はですね換気設備だったりっていうところを、既許可の方では入っているんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:06	いわゆるその換気、DB設備ってというような形には明確には行き、位置付けておりませんでしたので、それをDB設備として位置づけると、そういったところが、制御室はちょっと違って入ってくるというような形になっております。
0:40:22	最後現場作業員に関しましてはこれはもう既許可の方で特に第12条のところで、従事者に対する防護ってというような形で説明させていただいてますので、変更不要であるということを確認しております。
0:40:36	7ページについては以上です。
0:40:46	はい、規制庁補足です。もうちょっと簡略的に説明いただいても構わないんですけど、
0:40:53	勤怠の換気設備なんですけど、
0:40:57	これはあれでしたっけ、SAとして。
0:41:01	定義されてたものってことですか。
0:41:04	日本原燃奥ですその通りです。神吉緊対所の換気設備はSA設備としてはもう設計として挙げておりました。ただ今回
0:41:13	この26条DB側の要求に対しても使うということを確認するために、DB設備というのを格上げというのを考えております。
0:41:23	わかりました。ちょっと格上げっていう表現が、グレードが低いものをグレードアップさせて、
0:41:31	そのグレードに合ったものになってるかを確認するみたいに聞こえるんですけど、SAであったのであれば
0:41:38	当然DBとの要件も基本は確保できるはずで、
0:41:43	ちょっと格上げという表現がなじまないかなっていう、まあ私が言うとしたら1図形ルート化なんですけど、
0:41:52	日本原燃奥出でございます。後佐倉おっしゃる通りそのS s設備であればそのDBで求められるような要求というのを満足すると我々も考えておりますのでちょっと格上げという、
0:42:04	記載は、ちょっと位置付けなり、ちょっと適切な用語に変更させていただきたいと思います。
0:42:14	はいコサクですよろしく申し上げます内容は理解できました。
0:42:20	高根さん、続けて八、九ページやってもらっても大丈夫ですか。すみません。カミデですちょっと今の換気設備なんですけど、
0:42:30	緊対行って、耐震の話なんすけど、耐震でいうと、DB上はCクラスとして一応入っていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:40	ということいいんでしたっけ緊対自体が、
0:42:47	日本原燃津島でございます。緊急時対策所につきましてはそうですね換気設備につきましては、重大事故対処設備といたしまして、Sクラスというふうに整備してございます。
0:42:59	藤規制庁カミデ重大事故の施設区分としてはそうだと思うんですけど、
0:43:05	許可の七条ベースでは、Cでしたっけ、S、Sの間接支持になってました。
0:43:15	だと思うんですね。
0:43:18	はい。
0:43:22	あまりそこまで考えてないんですかね。
0:43:26	そういうデービーとしての位置付けがちょっと現在津島でございます。Bとしての位置付けをちょっと整理、十分チェックされた部分でございますので、
0:43:34	含めてそこを整理させていただきたいと思います。
0:43:39	規制庁、カミデです。衛藤。
0:43:43	それでその換気設備っていうのは、DBに登録すると、耐震クラスは何をってはめるんですか。
0:43:59	すいませんちょっともう一度、すみません、ご質問をお願いいたします。
0:44:02	はい。規制庁深見です。今回DBに位置づける勤怠の換気設備は、
0:44:09	DV上では耐震クラスっていうのはどこに、耐震重要度は、どう割り当てますか。
0:44:18	全然対馬でございます。
0:44:20	耐震重要分類といたしましては、
0:44:25	デービーとして見ると、C括弧S s 9の位置付けになるかと思うんですけども、ちょっと含めてちょっと調整して、整理させていただければと思います。
0:44:41	はい。規制庁カミデです。今ちょっと私も許可の資料を見てるんですけど、DBの時の勤怠を、
0:44:50	どこまで今資料に書いてあるかっていうのが、
0:44:56	重要度分類表にはなくて方針と、
0:45:05	日本原燃津島でございます。
0:45:08	現在の許可の整理におきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:13	提言を換気設備といたします特に東條はしておらずですね、B-3、26条の要件法の整備の中では、換気設備を設置するというような表現で、
0:45:27	そういったものを置くということまでしか記載してございません。そういう点は、SAの方で整理してございます。換気設備の方を、舛田伝建は使用できるといったような整理になってございます。
0:45:40	ですので、そういった今お話してるような耐震の整理であるとかそういったところまでは、現許可の中では、提案、整理がなされていないというのが現状でございます。
0:45:52	規制庁确实換気設備までは確かにそうだと思うんですけど今回改めて、
0:45:58	その設備をDBに登録するという事ですから、当然C、Cならばそんなに大した話ではないんですけど、何を当てはめるかっていうところ。
0:46:10	また、お話ができるようにしてください、なぜかっていうとそれがグレードによってはまた七条の方の変更が必要になるかもしれないと。
0:46:23	いうところですので、きちんと整理をして話ができるようにしてください。以上です。
0:46:30	日本原燃津島でございます。承知いたしました。整理させていただきますよろしく申し上げます。
0:46:37	あ、コサクです。念のためですけど、あんまりたいした。
0:46:41	検討が必要だと私は思ってなくて、そもそもその間既設Bに期待するのは何かっていうと、緊対所としての機能を維持すると。
0:46:51	いうことになるわけですよね居住性の関係ですから、そうすると一そもそも緊対所。
0:46:59	と、重要度ってどうなりましたっていうところに繋がるだ形だと思っ
0:47:05	現状でも整理できてるんだと思うんですけどどうでしょうか。
0:47:11	日本原燃津島でございます。緊対所の整理といたしましては、26条の方でも緊急対策所を設置すると。
0:47:20	いう要求事項にまとまってございますので、例えばそれに倣って要求を整理していると。
0:47:27	いうふうになっているという考えでございます。それで居住性を維持するためにはその中で換気設備遮へいというものを整備すると、いうような形の整理になってございます。
0:47:40	すいません、補足です。ちょっとわかってんのかわかんないのかよくわかんないんですけど、緊対所として耐震重要度って決めてないんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:54	日本原燃津島でございます。
0:47:56	緊急時対策所、今ん所として建屋ですね、建屋としましても、
0:48:03	S A 設備等との位置付けになってございます。説明中心気づかってございますので、
0:48:09	基準地震動に頼るといような設計といような形にしてございますので、記者の方で整理がなされる衛星の方でもちょっと整理がなされるといような状況になってございます。
0:48:19	あ、ごめんなさい、S A はそうなんですけど D B の緊対所っていうのはあるんで、
0:48:24	それは D B 設備って言うておかないと、D B の条文に適合しなくなっちゃうから登録してると思うんですけど、登録するといつか、入れる形で整理されてると思うんですけどその時に耐震重要度を設定してないんですか。
0:48:40	日本原燃津島でございます。
0:48:42	ちょっとすいません今ちょっとですねちょっと資料出てこなくて申し訳ありませんちょっと確認させていただきます。申し訳ございません。
0:48:50	はい。先ほどまでヒアリングしてた設工認の対応の人は、リストも作って、D B では何クラス、S A では何クラスって書いたリストを作ってるはずなので、
0:49:00	素行、ちゃんとコミュニケーションとって対応してくださいって、それを踏まえれば、おのずと、
0:49:07	換気設備もこうだねっていうことがわかると思います。よろしくお願ひします。
0:49:20	はい。規制庁高橋です。よろしければ都築家ですかね。はい。
0:49:30	はい。日本原燃の久世でございますでは都築で 8 ページ目からを説明させていただきます。これに関しましても許可の基本設計方針等追加要求事項を踏まえた基本設計方針というのは、
0:49:44	変更がありません追加要求事項を踏まえた上でも、その許可の基本設計方針というのが、その追加要求事項を包絡しているということを確認し、しました。
0:49:58	ですが許可の変更内容としましては、防護のための手順及び体制を整備するということが追加要求事項でありますので、これの裏返しのこと
0:50:08	を方針として追加することを考えております。さらに特に制御室であつたり緊急時対策所の要員の防護なんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:20	それに関しましては既許可の方でも手順の中で、通信連絡設備換気設備の隔離、或いは防護具類の着装という手順でもって防護するというようなことが読み取れるような記載となっておりますが、
0:50:33	有毒ガス防護それを使うんだということを明確化するために、記載を追加するという事を考えております。8 ページ目以上です。
0:50:53	はい。高橋です。8 ページ目のところはい。更新自体大きな変更ではないですけれども、追加要求に合わせて記載を少し変えると、記載を変えるということかと思えます。要約するとですね、かと思えます。
0:51:07	おそらく9 ページも、同じ記載になってますのでこれはその背景を簡単にご説明いただければということだと思いますのでここはご説明がなくてもいいのかなと思えますけれども。はい。
0:51:22	特に9 特段球団9 ページなんか説明するとかあれば土肥ですけども特になければはい。
0:51:28	いかがでしょうか。
0:51:30	日本原燃の奥出でございます。おっしゃる通り9 ページ目も同じような説明で変更は不要というふうに考えております。ただすみませんこの資料で一つ、
0:51:40	企業可能基本設計方針のところ裕度具合総合対策を考慮した有毒ガス濃度評価によりってというような、1 ポツ目の記載があるんですけども申し訳ございませんこれは既許可では、
0:51:52	やっておりません。今回ガイドが制定されて、こういった誘導ガス濃度評価をするという具体的な手順があって、今回
0:52:01	以前に提出させていただいた時には対策考慮した濃度評価というのをしなかったんですが今回改めて、しましたので、追加要求事項を踏まえた基本設計方針のところに入るんですが、既許可のところでは定量的な評価ってやっておりませんので1 ポツ目ってというのは、
0:52:17	すみません間違いですので紙審査会合用資料としては、消えることになるというふうに考えております。
0:52:29	はい規制庁タカハシで今の点は市、市、他の修正と合わせて修正をお願いします。
0:52:38	日本原燃奥です。承知いたしました。
0:52:41	規制庁コサクですけどそうすると追加要求事項の枠も何名か書かれるってことですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:53	日本原燃奥出です。追加要求事項のところは1ポツ目のところは今回改めてやったところなので、ここは記載することになるかなと思っておりました。
0:53:08	規制庁コサクですけど、
0:53:10	私が聞きたかったのは、既許可のところは書き過ぎたのでそこは消しますと、で、
0:53:18	追加要求事項を踏まえた基本設計方針の方は書きますと。
0:53:22	ていうと追加要求事項を踏まえたということで追加になるということなので相田の追加要求事項という欄もバーではなくて、何か書くってことですよねってということなんですけど。
0:53:33	はい。やはり日本原燃奥ですその通りですこの部分は、上の方で有毒ガス濃度評価を、
0:53:41	するというようなことを書いてるのでそれと同じような記載が追加になると思います。
0:53:48	はい、わかりました。よろしくお願いします。
0:53:55	はい。規制庁高橋ですその他何かございますでしょうか。
0:54:05	規制庁高橋です一つ確認ではあるんですけども今4、4社、3ページから
0:54:16	9ページで、今回の対応の要点といいますか概要的なところというのは一通りご説明が、ご説明をするというような整理だったかと思うんですけども、
0:54:27	この資料を後ろを見ると参考という形で、許可への具体的な反映の内容といったものがついてるんですがここ、何かの会合での説明との関係でどのように交換、お考えになってるのかっていうのをちょっと、
0:54:40	聞かせてください。
0:54:43	ここまで要は詳細な説明をするのかっていうところなんですけれども、
0:54:51	日本原燃の奥出でございます。参考で記載させていただいたのは今3ページ目から9ページ目に記載したやつをもうちょっと細かくしたもので、
0:55:03	室、もし今回の場でもし今後もうちょっと突っ込んで既許可の変更内容というのを具体的にどう書こうとしているのかっていうような、
0:55:14	質問がされた場合に備えてちょっと添付したもので審査会合のところでは説明するつもりはございませんでした。
0:55:25	はい規制庁高橋です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:28	そうですねその場合どうすんだな。
0:55:32	規制庁田尻です。いららないと思います。これ、申請書の内容そのまま入ってるような形になっているので、まだ補正とかも出した状態じゃないタイミングで修正申請書こう直しますっていうのを何か会合で見るのも何か違和感があるので、
0:55:45	あくまで会合で方針を聞いた上で別に具体的な内容を相談するような会合ではまだないではないと思っているので、別に内容としてここで説明したいところがあるんだったら前の方に盛り込んでいただければいいような気がします。
0:56:00	日本原燃奥出でございます。承知いたしました。
0:56:06	はい。規制庁高橋ですその他何かございますでしょうか。
0:56:18	規制庁高橋です。特にないようでしたら、少しご説明の中では言っていたかもしれませんが、この資料の修正を含めた振り返りをお願いいたします。
0:56:39	日本原燃鈴木でございます。
0:56:42	1点目は最終の特徴をここ1ページ目と3ページ目の間ですね、医薬品を扱っている、それからその建屋が複数あるとか、そういった話。
0:56:55	1ヶ所設置を守るといったそういう特徴をしっかりと入れ込んでそれがすでに設備があると。
0:57:01	いったことから始まっているといったところこれをを入れるということでございます。
0:57:06	あと3ページから9ページにつきましては、これまでの検討結果とからめてそれがどうだったのか、もともと清管との方針、
0:57:18	頭を変わりません。ということが確認できたなら確認できた、清方針は変わらないんだけれどもこういった観点で記載が日の変更が必要と。
0:57:29	言ったことが確認できたもしくは方針自身が追加要求事項の関係で変わった、こういったところを、今までの検討結果と絡めて場合によっては吹き出しとか、そういった話も出ましたけれどもそこで説明をしてくれと。
0:57:42	いったことかと思えます。あとはいくつか資料の中で修正ポイントありましたけども、
0:57:49	あと設計の確認ところは特に勤怠のところ、これは確認をしてくれということだったということでございます。
0:57:58	概要ですけども以上でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:02	規制庁高橋です。土肥の件を考慮してですね、資料の修正のスケジュールをお願いいたします。
0:58:15	日本原燃鈴木でございます。さっき直してですね明日の夕方には提出できるようにしたいと考えてございます。
0:58:25	はい。規制庁高橋です。それではよろしく申し上げます。
0:58:30	それではこの資料についてはこれで、他に何かございますでしょうか。
0:58:40	はい、規制庁タカハシですよろしければこの資料をお配りしたいと思います。
0:58:47	はい。それで、続けてきている話ですけども、この後なんですけれども、
0:58:55	うん。
0:58:57	今回一式資料で提出させ、していただいたところにつきましてですね、S I M M E R し、
0:59:04	変更の要点ですとかポイントのようなところっていうのをご説明いただくというような話も聞いているんですがその辺のところをちょっとお考えをお聞かせいただけますでしょうか。
0:59:16	どのようにするのかということですね。
0:59:27	日本日本原燃の奥出でございます。えっとですねへ
0:59:33	変更点っていうところが今回、先ほどまで説明していたこの審査会合用資料の追加要求事項を踏まえた基本設計方針の赤字の部分。
0:59:43	ここの赤字の部分が今まで説明していたことと、ちょっと今回既許可に立ち返って検討を改めてしたところの変更点になりますので、
0:59:54	ここの部分の具体を
0:59:57	6月2日に提出させていただいた整理資料を、
1:00:02	かいつまんでといいますかそれを適宜踏まえ、お見せしながら説明させていただこうというふうに考えておりました。
1:00:14	はい規制庁タカハシです。分量も多いと思いますので、要点を良い、要領よくですねポイントを押さえた説明で、効率的にご説明をお願いできればと思います。ではよろしく申し上げます。
1:00:30	はい。日本原燃奥でございますそれでは説明させていただきます。ではこのパワーポイント資料の3ページ目ご覧ください。ここは検討項目としては誘導ガス防護における設計対象の選定ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:45	有毒、そもそも有毒ガスから何を守らないといけないのかっていうのを、既許可を踏まえて整理したというところで、その具体はですね6月2日に提出させていただいた
1:00:58	資料ナンバー3の方で全体全体まとめ資料と呼んでるものでまとめております。
1:01:06	その部分で言えば2ポツの
1:01:11	と、
1:01:15	すみません2、2ポツの2ですね2ポツの2のところにもまとめているんですけども、この部分で、
1:01:22	設計基準重大事故それぞれで安全、安全性を確保するために必要な設備とあと要員というものを考えた、これまでは設備ということに対して何ら説明をしていなかったんですが今回改めて確認を行ったというところを、
1:01:40	記載しております。もう一つよ。下の段の要因のところに関しましてはですね、今まではちょっとガイドっていうところにとらわれていて、制御室だったり緊対所って、
1:01:51	というようなところを主に書いていたんですけども、再処理施設っていうのは、重大事故でもそうですが薬品が漏えいがあった場合は現場の作業員がそういう収束活動を行ったり、
1:02:05	あとは屋内に
1:02:08	S A時に屋内に突入して作業するということがありますので現場で対応する要員っていうのをきちんと設計対象として挙げた上で、その4ページ目以降で説明している有毒ガス影響評価っていうのをしなければならぬと。
1:02:21	いうところでそういったところを整理しました。
1:02:28	次に
1:02:31	なぜ、パワポ資料の4ページ目の方にコサクです申し訳ないです
1:02:38	結構、先ほどの、
1:02:40	話と同じで一つ一つやっていかないと話が混乱するなので、ちょっとまず。
1:02:47	資料の構成全体の状況なっちゃうんですけど、
1:02:50	全体まとめ資料で入れましたと言われたもので、そもそも全体まとめわあ、各上のものでバラバラするので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:01	は、状況をわかるように、全体をまとめましたという趣旨だと思うんですけど、そうすると各場で反映してない。
1:03:11	ような今の説明になっちゃってたんですけどそれで本当に許可に立ち返ったことになってるんですか。
1:03:17	日本原燃奥出でございます申し訳ありません説明がちょっと短くし過ぎました。設計対象、全体まとめをおっしゃっていただいた通り誘導額の全体というのを説明したもので、
1:03:32	ここの、ここでそれぞれで説明していたものが各条にばらまかれています。具体的に言いますと、DB設備の安全上重要施設に対する設計というような観点であれば、
1:03:47	第九条であったり第12条のところで、説明しておりますので資料ナンバー6月2日に提出させていただいたものであれば、
1:03:58	資料No.の5番であったり資料ナンバーの6番、9条と12条の整理資料ですね、ていうところで、設備の防護に関係するところ、ところなんかを確認しております。
1:04:11	一方で要員のところでいきます。いけばDBの制御室の運転員であれば20条の方に、全体まとめ資料の方、2ポツ、
1:04:21	2ポツ2で書いてあるような内容を、全体まとめ資料、すいません
1:04:27	20条の整理資料の補足説明資料2-8のところで説明しているというような形になっていたり、26条の指示要員で言えば、26条の整理資料の補足説明資料2-5で、
1:04:41	なぜこういった要員を守るのかっていうようなところを説明させていただいてます。現場作業員はこれは先ほどもちらっとちょっと言いましたが、薬品漏えいに、
1:04:52	対して対処するっていうような観点が一番強いので、基本的には12条であったり、あとはその後ろの方で出てくる火山とか火山とか、火山とか火災とかの、
1:05:04	で出てくる誘導ガスに対する防護であればその火山の第9条の火山であったり、第5条の内部火災であったり、第9条の外部火災であったりというところで、
1:05:15	そういった防護について触れているというのを既許可でもって確認しました。
1:05:19	すいませんちょっと長くなりますがSAの対処要員に関しましてはこれは、第33条で、アクセスルート関係の話が出てきたり、44条46条で制御室緊対所の設備に関するところが出てきたりというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:36	そういったところにちりばめて説明をしております。
1:05:43	以上です。
1:05:44	コサクですありがとうございます。その点、
1:05:49	非常によく
1:05:52	許可見直していただいて関連性を見ておられるというのは、今の説明で大分わかりました。
1:05:59	だが、全体まとめの資料の中でそういったことがわかればなおいいのだけど、
1:06:08	ということで、少なくとも前回のヒアリングでコメント、
1:06:13	り対応リストの方ではそこもわかるようにされるというふうにお話されてましたけど、
1:06:23	全体まとめのところだとまず、ちら。
1:06:26	と開いたところで設備の関係では 13 棟 4034 ページのところに、ここの整理資料に整理されてますっていう。
1:06:37	大枠だけ書かれてはいるんですが、
1:06:42	他の既許可立ち返りのところも含め、こういったところは変えてきてるっていうことでもいいんですかね。
1:06:51	日本原燃小栗でございます。そうですね
1:06:56	その設備に関してこういったところにどういうことが書いてあるっていうのは文章の中で書いてあったりですねあと下の方行っていたかと
1:07:07	すみません、例えばですけれども、30 ページ目のところですかね 30 ページ目のところで、誘導ガス影響評価を行うために、
1:07:18	基準値を設定したりっていうところ、これをここで述べているんですけども、これが具体的に各条文のどこで展開されているかというのを示すために、
1:07:29	下の方にこういうふうに書いております。なので、企業間のところで書いてあるっていうところは文章の中で、ほぼ、この整理資料のここに書いてこういうことが書いてありますよっていうのを、
1:07:42	全体をまとめて記載して、今回改めて考えた考えで補足説明資料をつけたっていうような場合はこうこう下の方に、こういうふうはこの内容をここに展開していますというのがわかるように全体まとめ資料で、
1:07:55	紐づけを作っているような形にしております。
1:08:02	はい。補足ですわかりました。
1:08:04	規制庁側で今の関係でわからないところとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:09	こっちは関係しないのかみたいなので疑問があるところとかってあれば、言ってもらいたいんですけどどうでしょうか。
1:08:27	規制庁。
1:08:29	規制庁カミデですちょっと。
1:08:31	今の話と直接関連はしないかもしれないんですけど、
1:08:37	前から、
1:08:38	9条と12条のすみ分けをどうするかっていう話は気になっていて、
1:08:45	そのあたりは、
1:08:48	この資料で、どう、
1:08:51	こう整理した結果が載っているか説明いただけますか。
1:09:00	はい日本原燃奥出でございますその話はですねすみませんパワポの方で言えば4ページ目の一番下の段で、9条12条の関係って言っててここを具体的に全体をまとめてどういうような、
1:09:14	整理をしたかっていうのをまとめているのが、これが条文間の関係性ってところなので点と資料の
1:09:25	6、6のところ、その条文間の関係っていうのを9条12条以外も含めてまとめております。
1:09:34	9条12条に特化してちょっと説明させていただくとですねそれが、
1:09:43	117、通し番号でいうと117ページ目のところ、
1:09:49	あ、すみません規制庁カミデにあります。
1:09:52	すみません。規制庁昆です。よろしいですか。
1:09:57	はい大丈夫です。
1:09:59	もう、添付資料でしたっけ。
1:10:01	みたいな見てるんですけど、
1:10:04	今の話だと冒頭の2ポツ、あと2.2のあたりで、
1:10:11	何かそういうす、整理があるのかなと思ったんですけど、す。ここにおいては経常12条というのはどういう表現になってますか。
1:10:37	日本原燃奥Dでございます
1:10:41	藤本文の1112ってここは発生メカニズムであったり発生メカニズムに関与する物質っていうのを書いておまして、この部分ではすみません具体的にその9条12条のすみ分けっていうのは、
1:10:56	明確に書いてない部分があってそれはちょっと、
1:11:03	規制庁、上手です。2.2.1は設計対象だからここは関係ないですよ。
1:11:12	その通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:14	2.2. 2もSAだからここには出てこないでしょ。
1:11:20	はい。
1:11:21	2.2. 3は、
1:11:25	薬品とか球場の話が書いてますけど、ここは、
1:11:31	先ほど言ってた整理とは関係ないところなんですかねこれがどういう観点の説明なんですかね、2.2. 3。
1:11:44	日本原燃奥でございます。すみません
1:11:49	2.2. 3は
1:11:52	有毒ガス防護で設計対象設備をどういうふうに扱うかというところを書いております。
1:11:58	下なので、すみません設備の関係では、
1:12:02	設備っていう観点ではここ、2ポツ2ポツ3で、
1:12:08	9条ってどう扱うの12条って、9条でどういうことを書いてある中に、12条でどういうことを書いてあるっていうのが、記載しております。すみません先ほど添付資料6って言ったのは人の、
1:12:21	人の関係でどう扱うかっていうような話をしている部分でした。
1:12:28	と規制庁、上出です。
1:12:31	何か、
1:12:32	若干答えに近づいた気もするんですけど、
1:12:36	9条と12条で役割を、
1:12:40	皆さん持たれていて、
1:12:44	設備の観点は9条で人への影響は12条というのはあんまりその整理もよくわからないんですけど、
1:12:51	何かそういう整理をしてるっていうのはコメントリストの回答とか今回出てきた資料をざっと見てみているところなんですけど。
1:13:00	なぜそういう整理ができるのかっていうのが、この2.2. 3とかに書いてあると、そういう考え方なんだねっていうので、
1:13:11	入っていけるのかなあとと思ったんですけど、その点、いかがでしょう。
1:13:26	日本原燃奥でございます。
1:13:29	今
1:13:32	コメントいただいたところ2ポツにポスターにそういった内容を書くっていうと、説明としてわかりやすいというのは承知いたしました。ちょっと今具体的にどういった説明を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:45	それはご理解いただけるかっていうところはちょっとぱっと説明できない部分がありますので、そこはきちんと考えてこういうふうなことを考えてますっていうの。
1:13:58	文章なり、説明なりさせていただきたいと思います。
1:14:04	はい。規制庁上手です。
1:14:07	2 ポツ 2 ポツ 3 に書くべきなのは、別として
1:14:12	言ってしまうと、2 歩つつうになるんですかねこの全体像っていうところの中で、そういうところが触れられていると。
1:14:23	後の説明も、頭に入ってくるっていうことだと思いますから、
1:14:31	どこに書くかは、あれとして 9 条 12 条形状では、許可ではこういう役割を持たせている。
1:14:37	12 条はこういう役割を持たせていて、基本的にはそれを踏襲するんだという説明なんだと思いますけど。
1:14:45	場合によっては有毒ガスの整理においてはこの役割は球場でみたいなことも考えてるかもしれないですけど、そういった最初に頭の整理というか、
1:14:57	できるといいかなと思いますので、整理をいただければと思います。よろしいですか。
1:15:04	日本語ですね。ごめんなさい。
1:15:06	コサクですけど、
1:15:10	頭の方が見に行きやすいのはそうなんですけど、
1:15:16	何となく原燃のこれまでの説明聞いてると、実態として何がメインの対策になるのそっちに寄せましたっていう感じがしてですね。
1:15:27	そうすると一頭でというよりはそういうスクリーニングをやった結果としてここをメインに書きますっていう感じになるような気がしてて、なかなか頭でそこまで書きづらいような気がするんですよ。
1:15:42	奥田さんそんなことないですか。
1:15:48	日本原燃奥出でございますおっしゃる通りです
1:15:55	行為 9 条 12 条での住み分けっていうような話をする前段階で、園田雄三ガスってこういう対策をとるっていうことを説明した方が、
1:16:07	次に、それに繋がりやすいっていうところはあるっていうのは、私もそう考えてます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:17	規制庁コサクです。これ全体まとめ資料なので、プロセス踏んでちゃんと書かなきゃっていうことでもないと思えば、結論ある程度書いてなので、章立てとして
1:16:30	いうところでこういう説明をしますと。
1:16:33	というようなことはいえるかもしれないんですけど、そういうふうを書いてわかりやすくするか、或いは9条12条ってというのは、前もお話したようにそもそも苦情は外、
1:16:47	12条は内部事象ということで、対象設備なり、
1:16:53	人というの対し守る対象っていうのを分けてるわけじゃないって。
1:16:59	そういう意味であれば、両方でちゃんと書くと。
1:17:03	まずはですね、ちゃんと書くという位置付けのもと、ただ具体については、こちらで寄せますと、
1:17:10	いうことで、説明の中で
1:17:14	統合させると。
1:17:16	いうこともあり得るんじゃないのかなと思って少なくとも申請書とかだとそういうふうにしていかないと、何、何でそっちで方針、丸投げしてるんだってというのは、やっぱりわからないっていう気もするので、
1:17:33	申請書の中での整理の仕方ということとそれを踏まえてここでどう説明するかということ、二つあるかなという気はSIMMERす。
1:17:47	はい。日本原燃奥でございます。ちょっと今私の頭の中では、ちょっと蓋、二つを二つあるってというのは認識したんですけどそこを、
1:17:58	どういうふうに、一つ一つ説明していくかというのはちょっとイメージができてないところがありますので、そこはちょっと固めて、また、すいません説明させていただきたいです。
1:18:12	あと、規制庁カミデです。
1:18:16	今、冒頭の話からいってしまうとちょっと空中戦みたいになっちゃいましたけど、
1:18:23	じゃあ、ということでちょっと具体的話から、
1:18:27	物件結果みたいのところから少し話をすると、
1:18:33	具体的に球場に何を、
1:18:35	持たせ、
1:18:38	12条に何を持たせるのか先ほど古作が言ったように、建屋の中か外かっていうことで分けてるかっていうと、そうでもないと思うんですけど、今実態の事業者の考え方、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:51	109 条 12 条の役割分担をまず教えてもらえますか。
1:18:58	日本原燃の奥出でございます。基本的に基本的な考え方としては再処理施設の内側が 12 条で、外側が球状というふうに考えております。清多田です。すみません。
1:19:15	すみません。ちょっと再処理施設っていうのはなかなか範囲が広くて、
1:19:19	今敷地境界を行ったのか、建屋を行ったのか、あ、すみませんコサクです。
1:19:25	私の言った趣旨私がいい加減に言ってしまったのでちょっと混乱してるかもしれないんですけど、建屋の中内家とか施設の中内家ではなくて、
1:19:35	ライブ事象か内部事象がです。
1:19:38	なので、外部事象で建屋の中で起きることは、救助し、
1:19:44	だから地震で云々っていうと地震はちょっと地震の条文があるからあれなんですけど、
1:19:52	外部事象で建屋内で起きることであれば、救助だし、
1:19:57	再処理施設の不具合による、
1:20:01	故障に、
1:20:04	偶発故障が一番大きいんですけど、故障に起因する不具合に対する対策は順序が強いと。
1:20:12	いう古藤なので、建屋の外の敷地内の再処理施設、
1:20:20	が故障することによる有毒ガスということであれば、それは基本 12 条、
1:20:27	だと思ってます。
1:20:30	その理解の上でっていうことでよろしいですかね。
1:20:34	規制庁、上出です。すみません私はその理解、ちょっとその理解を、じゃない方で今話をしました。確かに
1:20:43	な内部事象とか内的要因と言うんですかねそういう意味で分けてるっていうのであればそういう説明でもいいんですけど、まずは事業者はどういう切り分けをしているか、説明してもらえればと思います。
1:21:04	日本、日本原燃の奥出でございます。
1:21:09	私はそのすみません祭祀施設の内外で起こると言いましたが再処理施設の
1:21:17	その内部事象として起こるのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:23	12条。ただ一方で、外部事象として起こるのは、九条ってというような整理をしています。その上で、その化学物質の漏えいってというような観点で、
1:21:37	言いますと、
1:21:42	明確な外部事象、これが外部事象がこれが内部しようかってというような明確な切り分けってというのは、既許可では必ずしも明確にしてなかったっていうのが、
1:21:54	今の私の認識で、例えば具体的に言いますと、
1:21:59	タンクローリー試薬建屋輸送するタンクローリーが横転するなりして、化学物質が漏えいしました化学薬品が漏えいしましたと。
1:22:09	これは外部事象がないでしょうかといったときには、外部事象としてもいわゆる再処理事業所内における化学物質の漏えいとして、
1:22:20	とらえている記載もしておりますし、12条側で、それが再処理施設の中の水防すいません、約化学薬品漏えい防護区画に影響を与えるかどうかという観点で、
1:22:36	内部12条側で精鋭とそういった整理をしているっていう、記載もしております。ですので、今言ったその化学物質の漏えいという観点では必ずしも
1:22:51	9条12条で明確に仕分けてないっていうのが、
1:22:55	牧清川ではそういうふうになってるとというような認識に立っております。その上でですね、既許可でどういうふうな整理をしていたかというのと、そういった化学物質が漏えいした時の今、
1:23:09	先ほど言ったその漏えいした化学物質が化学や勤労防護区画に影響を与えるっていうような観点では、12条で説明すると。
1:23:18	一方で、この漏えいした化学物質から有毒ガス、ガスが発生して、それが制御室なりに影響を与える、そういった場合は、それは9条で整理すると。
1:23:33	そういうような説明をしております。ですので、例えば12条側で、
1:23:38	12条の内部事象として起こる、その化学薬品の漏えいですねその化学薬品の漏えいが、
1:23:48	化学薬品の漏えいによって再処理施設の安重施設なんかに影響を与える行為、安重施設だったり、現場の作業員だつたりに影響を与える。
1:23:58	こういったものは12条で整理すべきだと。
1:24:01	一方で、そいつから有毒ガスが出てさらにそれが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:06	建物の中ではなくて建物外に一旦出るといいますか、出てそういったものが影響を与えるかどうかというところは、これまでは既許可の中では
1:24:18	そういったものが影響を与えるっていうことは与えないっていうことは、ある意味明らかだというところで、明確にしていなかったと。
1:24:26	いうふうに考えておりますただ今回、網羅性っていう観点でその化学物質から出てくるような誘導ガスが影響あるのかないのか白黒つける必要があると、そういう観点では12条側で考えてた。
1:24:41	考えてたけど、その許可で明確にしていなかったそれってどっちにするのかっていう整理の中で、それは既許可の、その有毒ガスは苦情。
1:24:52	薬品漏えいは12条という仕分けと同じように、球場側で整理をする
1:24:59	という、整理がいいのではないかとというふうに我々としては考えております。
1:25:06	規制庁、上出です。
1:25:09	奥田さん、すっとう説明されたので、
1:25:14	議会整理はされてるのかと思いつつ、説明されてることはちょっと私はなかなか理解できなくてですね。
1:25:24	ちょっとここ、区切って確認をまずしていきますけど。
1:25:29	内部事象は12条、外部事象は苦情だと言ってましたけどその内部事象というのは先ほど古作が言ったようにその他、単一故障とかそういう誤操作
1:25:41	とか、単一故障とかそういう意味での内部事象ということでもいいですか。
1:25:49	日本原燃の奥出でございます内部事象というふうな話をした時に
1:25:56	島弧これちょっと、基本的にはその誤操作であったり、いわゆる想定破損というか単一故障であったりですけれども、12条側ではその外部事象によって波及的に
1:26:11	施設の中で発生する地震での破損っていうのも、12条側で整理をしていますので、私はそれは内部事象だというふうに、
1:26:20	考えておりました。
1:26:24	すいません今奥出さんが言われている内部事象は単一故障を、誤操作プラス地震による損傷も、内部事象、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:35	規制庁谷です。多分大上さんが言いたいのは薬品漏えいは安重 20 年黄色い多分獣医師一斉の流れを汲んでいって、1 週間業務って溢水ガイドに基づくと想定破損と地震起因と消火栓や一声があるから、
1:26:51	その流れでいくとその業務の中には地震起因のやつが含まれてるとかそういう話ですか。
1:26:57	日本原燃奥ですそういうことです。
1:27:00	規制庁佐治ですって多分ですねいろんな記載があるから今混乱するような気がしていって例えばさっき説明説明してたパワポの 10 ページとかだと、
1:27:09	12 条はね文章 9 条の外部事象っていうふうに言っていて、言葉の定義として内部事象と外部事象とは何ぞやっていうところなのかもしれないですけど、実はこの単語で説明できないんだったらそういうふうにもう、まとめ資料が何でもいいけど、
1:27:21	ここにはこれを入れるんですけど説明すりゃいいと思うんですよ。
1:27:24	先ほど久世さんがポイントでつらつらと話していただいたやつに関しては、9 のところだとコンパネに関してはピンのところで説明しますよって書いてあるし、12 条のところ言ったら、
1:27:36	何か薬品漏えいに伴い発生する有毒ガスによる制御室の運転員に対する影響については苦情ですとかって書いてあるので、それぞれ飛ばし合ってるのは理解するんですけど、何まで飛ばせるのが正直わからんところがあって、
1:27:47	請求人が営業の話は給料で好きですけどでもきっと 20 条にも書いてるところは当然あって、だって、それぞれの関係っちゃうのが多分ここ昔からの課題の一つであったはずなんですよ。それを多分、
1:27:59	さっきまで説明したパワポの 10 ページのところ、こういう体系ですっていうふうに説明してっていうので雑件のところまでは多分、大幅多分もう認識が合い始めてるんだと思うんですけど。
1:28:10	ただ既許可からのイメージが流れて、それこそさっきの溢水ガイドとかの影響の観点で、どうしても許可の体系っていうのがあって、通行には基盤時の考え方があるはずで、
1:28:20	そこの中でも踏まえると、ちょっとイレギュラーだけこの部分はここで一行書いてるけどこの分はちょっと入れないところがあるんです。※書きがあるんですかそう言えばいい話だと思うんですけど、多分、だから、言葉自体の定義のとり方とかもう内的とか内部とか何でも取ろうと思った取れちゃうところがあるんで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:36	それぞれをどう考えて、ここに入れましたってところの説明が多分若干は薄いんだと思うんですよ、どういう認識を今持っているんですけど、僕らちゃんと認識ありますか。
1:28:48	補足です。
1:28:51	表現が違うだけで考えていることは、大分、
1:28:55	一緒なんだなっていう感じは受けたんですけど、これも私が大ざっぱに言ってしまった、何か影響して悪かったような気がします、基本、条文の基本的な考えは、
1:29:07	外部事象内部事象なんですね、なんですけど、今、田尻が言ったように、内部事象の要求の枠の中で、
1:29:19	地震起因っていうのも入っていてそれはなぜかっていうと、設計対応が一緒だからなんです。
1:29:27	なので基本内部事象要求の枠なんだけど、
1:29:32	外部起因ということも付加地震起因ということも含め一体として見ていきましょうと。
1:29:39	ということで外部のうち、これについては、内部で一体で説明しますと。
1:29:46	ということで映されてるということだからそこを明確にしましょうねと。
1:29:51	ということだと思います。そうすると何がその入口でこっちに移しますということなのかという時にはやっぱり設計対応が同じものと、
1:30:02	類似するものということだと思いますので、その点をわかるように整理をしていただければということかな。
1:30:11	思い
1:30:12	ハセガワに入口でいえるのかスクリーニングしたといえるのかということころろう。
1:30:17	内容に応じて、整理いただければということかなと思いましたが、奥出さんいかがでしょう。
1:30:24	日本原燃の奥でございませす承知しました。私の認識の間違いは12条側に書いてあるのでこれは内部事情ととらえているんだっていうふうにとらえてしまったのが、
1:30:35	多分間違いだったと思いますおっしゃる通り今のは私の説明も結局、対策系が同じだから九条にまとめます、12条にまとめますっていうような話。
1:30:47	をしているので、10、何だ、地震、地震は内部地震で発生する化学薬品の漏えいは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:57	内部事象なんだから、ちょっとそこを勘違いしてた部分がありますので今古作さーん。
1:31:04	佐治さんとかおっしゃっていただいたやつで、ようやくすっきりしたと思いますのでそこは、すっきりした部分をすっきりこう資料で示して、
1:31:15	説明さしていただきたいと思います。やはりそういった時にはやっぱり、対策系がこうだからってというような理由になるので、
1:31:25	後ろの方で説明するっていうのがいいんじゃないかなと今思ってます。
1:31:36	はい。はい。補足ですよろしくをお願いします。途中説明あったように、ほぼ、何ですかね、薬品、施設外世代について言い過ぎか、建屋外での薬品漏えいが設備には影響しないのは自明なのでというようなこと。
1:31:51	言われて真木許可の範囲ではそういった、
1:31:55	イメージで話を進めてたんだろーなと私も思いますが今回、
1:32:03	具体要請なんです。最初、具体化を図るとというのが、ガイドを踏まえて具体化を図るとというのが結構メインな話であることもあり、そこら辺を明確に書いていって
1:32:15	住み分けを明確にしていくと。
1:32:18	ということで対応いただければと思います。よろしくをお願いします。
1:32:22	日本原燃奥です承知いたしました。
1:32:26	と規制庁カミデです大分、今の話は大分すっきりしたと思うので、
1:32:33	もうちょっと欲張って踏み込んで確認をしたいと思いますけど、
1:32:39	今奥田さんが言われてこれから整理するといったところはその説明ぶりなり、言葉単純に、内部事象というんじゃなくてこういうものが入りますみたいところを、
1:32:53	ただ説明するだけで、
1:32:56	実際の整理としては
1:32:59	今、提出されてる資料のままでいけると考えているのか。
1:33:04	先ほどのやりとりを踏まえて、ちょっと整理が違うなど。これやっぱり12条だな、九条だなみたいところがありそうなのかっていうのはそれはどういう感覚ですか。
1:33:18	日本原燃奥出でございます。
1:33:23	先ほど言った通り外部内部という気概はあれど、対策が同じであればこちらで寄せるというような話であれば、我々既許可で整理したその対策系が、基本的には踏襲できると言っている通りですので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:39	そこは変える必要はないかなと思ってます要はだから、対策系は変わる必要がないので、そのどちらに寄せるかっていう話も基本的には、変わら変えなくていいかなと今は考えております。
1:33:55	日本原燃奥です。ただ
1:33:57	その理由といいますかね、理由の部分の説明がちょっと間違ってるという部分がありましたのでそこはちょっと修正が必要だと思ってます。
1:34:08	はい。規制庁上手です。一応念のための確認ですけど、
1:34:13	全体まとめ資料の246ページなんかには、これ薬品のところですけど、なお人体影響の観点から云々てまあ、この書きぶりがどうかはあれですけど、要はこれも、
1:34:26	その対策っていう意味では9条の対策に含まれるから、そっちに持たせるんですっていう。だから、
1:34:34	今変える必要はないってそう、そういう説明だったってことですよね。
1:34:38	日本還俗ですそういうことです。
1:34:41	はい、規制庁カミデまず考え方はわかりました。
1:34:46	あともう1点ですね、9条12条っていう意味だと、発生元をどこで捨うかっていう話なんですけど。
1:34:57	今資料見てると発生元に関してはとりあえず、9条で網羅的に全部、
1:35:04	捨うっていう形になってたと思いますけどその理解で合ってますかね。
1:35:11	日本原燃の奥出でございます。その理解でも大丈夫です。
1:35:20	はい、規制庁カミデですか。わかりました。
1:35:25	で九条でもう、
1:35:27	敷地内も敷地外も来ても、可動施設も、建屋の中に入っても屋外のタンクでも、全部球場側で網羅的に
1:35:40	拾いましたということですよ。
1:35:44	日本原燃奥出です。そういう形にしております。
1:35:49	はい。規制庁、神です。わかりました。
1:35:52	その時に、その網羅的に見ましたっていうのを、
1:35:59	何を出発点として、
1:36:02	調査を始めたのか、っていうのが、
1:36:07	あんまり資料で見つけられなかったんですけど、調査の体系とかって説明してたところで、
1:36:14	何かありそうですか。
1:36:22	日本原燃の奥出でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:28	な資料ナンバー5 番九条の整理資料で言えば補足説明資料の 5-9 のところで、
1:36:35	その網羅的に誘導ガスをどうやって、有毒ガスの発生元となるものをどうやって、
1:36:42	抽出したかっていうのを記載してます。
1:36:46	特にすみません、補足説明資料 5-9 ですから通し番号で言うと 135 ページからですね。
1:36:57	ここの中で
1:37:03	何だ、まずは対幅広に考えるために、大気汚染、誘導ガス含む大気汚染物の発生メカニズムっていうのを文献等で調べて、
1:37:16	その上で、こういったその発生メカニズムに関与するような物質っていうのがどういうふうにあるかっていうのを、説明してます。特に
1:37:27	火山とか、火災は数々、
1:37:30	こちらの整理資料の方に詳しく書いてるんですけど、化学物質っていう観点で言えば、の調べ方っていうところはこの 5-9 でまとめております。
1:37:40	それが 2 ポツ 2 ポツ 1 以降から、記載しているんですけども基本的には
1:37:48	再処理施設の内外というか、内外で発生するようなものということで、分文献なり、あとは設計なり、その再処理施設の設計なり、
1:38:01	あとは敷地外であれば、各各事業所が、地域防災計画等を当局に届けてますので、その情報を用いてやるというような形で、
1:38:13	ガイドで記載されているようなやり方と同じようなやり方で調べるところをここで記載しております。
1:38:29	はい。規制庁カミデです。
1:38:34	物質系の調査っていうのがまずあって、
1:38:39	メカニズム含めてやってで、ケニアってのは
1:38:44	最初に施設内とか、特に最初に施設内にあるものが全部網羅的に、ちょうど網羅的に拾えるように、
1:38:55	そういうような確認をしてるのかっていうところなんですけど。
1:39:00	それについて対応するのは、
1:39:03	あれですか 138 ページの 2.2. 1 あたりですかね。
1:39:09	規制庁谷井です。ちょっと調べて先ほどたくさん 8 ページとか言われたんですけど、自分の認識は 136 ページが大事だと思っていて、再処理施

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	設どうこうとかではなくて、U T O Pバスってまずどうやったら発生してるのっていうところ自然現象、人為事象とかがあって、
1:39:25	多分このタイミングと最初に瀬戸が関係なくて、どういった発生し得るよっていうんで、揮発とか消火とか文化とかいろんなものを取りあえずピックアップしましたと。
1:39:32	なぜこういうところがあってどういったガス発生するかってまず抑えましたと。その上で、これらに関連するものとして最初にテンドンなもんその近くも含めてどんなもんのかっていうのをやってって、そこで2ポツ2ポツ1の株主の調査とかの話があるようなイメージだったんですけど、
1:39:48	136 トラストパークもらって、
1:39:50	あれから拾っていったのかなと思ったんですけどそうでもないですかね。
1:39:55	日本原燃の奥です。いや、その通りです網羅的っていうのを考えるためにまずはその発生メカニズムっていうのを広い範囲で考えたっていうのが2ポツ1です。
1:40:06	その中で、各々
1:40:09	小分類まで分けた発生メカニズムがあるんでそれを、それに関係しそうなやつを2ポツ2で調べたと、そういうような整理です。ですので網羅性っていうのは2ポツ1からの調査から始まっています。
1:40:26	はい。規制庁、上出です。その上で、138 ページの2ポツ2ポツ1で最初、敷地内に固定施設稼働施設が、
1:40:37	どんなものがあるかっていう話。
1:40:39	が、このパートだと思うんですけど、
1:40:42	すべてを対象とするっていうことは書いてあるんですけど、どうやってすべてで、どうやって調査しましたかっていうのが私の質問で、その回答どこに書いてありますか。
1:41:01	日本原燃の奥出でございますその質問に対しては書いてないというのはちょっと、すいません回答になってしまいます。あと具体的にはですね、
1:41:13	ここに書いてある通り設備、設備関係っていうのは基本的には
1:41:19	12条d 考えやっているような設計図書なんかを確認して設備で含まれている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:29	化学薬品なり何なりっていうのはどういうものかというのをピックアップしております。一方で資機材試薬類生活用品っていうものはこういう、これは
1:41:39	社内、社内に化学物質の、そういう登録するシステムがあるんですけども、そういったもので網羅的に調査してるっていうのが実態ですけども、ちょっとそういったところは今その資料の中では、
1:41:53	記載されていません。
1:41:56	と規制庁カミデです。
1:42:01	何だあとでリストアップはされてるんですけど、我々としては本当にそれが全部かっていうのを確認するすべがなくでですね、どういうプロセスでやったかっていうことをちゃんと説明いただきたいと思っておりますので、そういう説明をするようにしてくださいって。
1:42:16	今の説明だと、12条でそういうことをやってるんだけど、図面を見てみたいな話をされましたけど今回の
1:42:25	検討にあたって12条で、もうここまで整理してるから、ここから始めました。なのか、それと12条とはまた観点が違うから、1からやりました。なのかっていうところもですね。
1:42:40	わかるように、説明いただければと思いますけど、ご理解いただけますか。
1:42:47	日本原燃の奥でございませ承知いたしました先に言ってしまいますと12条とは少し観点が違うということもあって、その設計図書を見るっていう間を確認するっていう基本的なやり方は一緒なんですけども、
1:43:02	12条の続きからやったということではなくて、これの、この格別の調査のためにやったっていうのが実態です。
1:43:11	はい。規制庁、上手ですわかりましたちょっと全体まとめの最初のところからいろいろお話をしてしまいましたけどとりあえず私が聞きたかったところは以上です。
1:43:23	規制庁谷井です。ちなみに今の話の絡みだと、
1:43:27	146ページに書いてあるフローの一番頭に書いてあるなとこの調査ってやつが、
1:43:33	調査ってだけ書いてあるけど、きっと何かそこに実際にやったもんがあるってところが補足できるということですかね。イメージとしては、
1:43:41	日本原燃のブレースそういうことになります。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:53	規制庁高橋です。その他何かこの今までのところで、何かございますでしょうか。
1:44:07	と規制庁タカハシですよろしければ、続けて説明を続けていただければと思いますが、
1:44:27	日本原燃の奥でございます。それでは続けさせていただきます、4 ページ目のところの
1:44:36	発生メカニズムとかそういった話は、もう今お話をさせてもらって、私から追加で言うことはないのので5 ページ目の方にちょっと移らせていただきます。
1:44:48	5 ページ目の方ではですね、これはこれも先ほどちょっと話したものと関係するんですけども、同じです。ちょっとすみません4 ページまでで一応確認なんですけど、
1:45:00	今回9 条と12 条があって、一応記載を見てる限りだと明確化なりそういった内容が書かれてるかと思うんですけど、9 条と12 条に関して言うと、明確かなり適正化な範疇で設計変更は基本的にしてなくて例えば補足資料とかと聞くのは認識した上でなんですけど、9 条12 条の
1:45:19	設計としては変更してないと思っておけばいいですかね。
1:45:23	日本原燃奥でございます。その通りです。設計自体は変更しておりません。
1:45:28	社長佐治です。ちなみに先ほどからの網羅的っていう言葉を入れましたみたいな適正化のは、メーカーとか適正化の話が9 条で書かれてるんですけど、これって、12 条の方で書かれたりはしたからそういうのとかの並びで%を取りに行ったんですが、何かとりあえずもらってきて、
1:45:43	当たり前のことではあるけどとりあえず先に行ったとかそういうことですかね。
1:45:48	日本原燃の奥出でございます12 条に書いてあるからというよりは追加要求事項としてその発生元を抽出するにあたっては、ガイド要求としてももうその網羅性が、
1:46:01	求められてると私強い我々考えましたので、そういった観点で、追加したというような、いや、単に、今回変更はないちゅう話で多分昔から90 は網羅的にやっているとと思うんですよ。
1:46:14	ただ、その関係で改めて有毒ガスの関係で網羅的に見たってのはあるのかもしれないんですけど網羅的にちょっと昔からだっと思っていて、それを明確化今回のやつで有毒ガスの観点とかも含めて改めて網羅的に見るかなっていうので明確化したぐらいのイメージですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:30	日本原燃奥でございますその通りでございます。助教は何となくわかります。ちなみに4ページのところ先ほど構成部材の花Cとかがあったんですけど、小浦って何かどっかの資料とかで何かうちわかるんですけど何か
1:46:44	今回追記しましたっていうので、右下4ページで構成部材で設計図書及び必要に応じ現場確認等による調査というのは、
1:46:51	結局さっきの箱のところに行ってしまってまた補足はされるのかもしれない。これって何か今資料どっかに見えるんですって。
1:46:58	救助。
1:47:07	日本原燃の奥でございます。
1:47:10	この構成部材を我々が考えてる構成部材っていうのはですね同じ九条の整理資料の補足説明資料5-9の別紙の6のところを見ていただくと、
1:47:25	は、
1:47:28	94ページ名ですね、94ページ目に構成部材の一覧記載しましてこれが我々間調査して、考えている構成部材の一覧になります。
1:47:41	規制庁新です。だってここに答えてる設計図書動向とかあるけどそこは前段の話として、そういう背景があった上でというのが吸収されましたっていうことをこのポンプの意味ですかね。
1:47:53	日本原燃奥ですそういうことです。わかりました。ありがとうございます。
1:48:00	古作です。タジリの
1:48:03	関係っての私も追加なんですけど、
1:48:06	網羅的というのは、元からであってその中で、こういう調査をします、しましたしますっていう。
1:48:16	というのが具体化として、追加しますっていうことなんですよね。
1:48:27	日本原燃の奥でございますその通りです網羅性ってどうやって網羅的に調べたのって先ほどもし、※質問ありましたけれどもそれを、
1:48:37	決めずことによって網羅性というものをし、説明できるというふうに考えてますので、それを追加するというようなことを考えてます。
1:48:47	はい。それは球場側っていうことでよかったんでしょう。
1:48:51	日本原燃奥です。それは球場側というふうに考えてました。
1:48:58	はい、わかりましたありがとうございます
1:49:02	塩谷です。次なんですけど明確化っていう意味でなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:07	ちょっとどのタイミングまでいたか覚えてないんですけど、外部事象とかで敷地外とかの話
1:49:14	昔だとウラン濃縮だけ書かれてても石油備蓄基地網とかで何か所々明確化しましょうみたいな雰囲気を出されてた気はするんですけど、
1:49:22	別にそこ自体は1例だけなんですけど要は昔明確化しようとしたやつなんかやったらといったような気がするんですけど、どこまで明確化するか整理って今回どうやってつけたかを聞いていいですか。
1:49:34	日本原燃の奥でございます。おっしゃる通り過去には石油備蓄基地という言葉
1:49:42	形状が申請書に書くというような話もありましたが今回先ほど説明させていただいた通り、網羅性を示すために言うべきことはどういった調査をしたかというところだと考えておりますので、
1:49:56	石油備蓄基地とかそういったその分、個別具体のやつを入れるっていうことではなくて、
1:50:03	ないというふうに今考えてます。
1:50:08	規制庁谷井です。多分、先々で話にはなる気がするんですけど、本文添付補足って感じの話があって、多分本文レベルだとそんな影響ないような気はしているんですけど添付どこまで書きましょうかとかっていうそれぞれの段階での話、
1:50:23	今段階だと、とりあえずトップのところの本文ところの整理を聞きつつかなと思つたんですけどそういう話も聞ければなと明確化って言っても本部に書かすんの店舗計画すのと運営が全然違ったりするし、キャンプだったらみたいに書いてあったりすることもあるような気がするんで、
1:50:38	そこらの整理含めて今後確認できればと思うんでよろしく願います。
1:50:43	日本原燃の奥でございます。承知いたしました。一応今の考えだけ説明述べさせていただくと明確化というところは、先ほどおっしゃられた通り
1:50:54	網羅性っていうのは過去からやってきたものもありますので、本文レベルで何か網羅性っていうことは明確にする必要はないと思っていて、今のところは添付書類側で
1:51:05	書くっていうことになるというふうに考えておりますそういったところも含めて議論というか説明できるように、整理しておきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:14	北谷ですよろしく申し上げます。川内第5章、すいません都築申し上げます。
1:51:24	日本原燃奥出でございますそれでは5ページ目のところですね、の説明させていただきます。ここはですね12月、
1:51:35	以前では全く何か再処理施設の方でこういった事象があって、こういったそそのときにこういった誘導ガスが出るのかみたいな話を全くせずに説明していて、そのせいで3、次のページにも関わってくるんですけど、
1:51:51	誘導ガスが出たときにこういった有毒ガス濃度評価をすればいいのかっていうところが、全く既許可の設計と合ってなかったというところがありましたので、
1:52:01	5ページ目のところではそういった再処理施設で考えないといけない異常事象っていうのをきちんと整理しまして、それをその時に有毒ガスっていうのはどういうものが出るのかと。
1:52:13	いうものを整理したっていうのがここになっておりますんで、先ほど言った通り結果としては、楨岡野。
1:52:20	は変更ないっていうところなんですけど、具体的な中身としてはですね、全体まとめ資料で言えば、これが
1:52:31	2ポツの3ポツの一致化が、
1:52:37	すいません2ポツの、
1:52:39	4ポツの1のところ整理しているような形になっております。
1:52:46	結ローンから言いますと火山とか葛西とか、
1:52:51	化学物質の漏えいあるあってっていうもので誘導ガスというのが抽出されてまして、SAで言えばSAで言えば、誘導ガスっていうのは環境条件でして、それが最も厳しい環境条件がどういうときかという、
1:53:06	地震により発生する誘導ガスというのが一番厳しい環境条件であると、そういうような整理をしました。
1:53:16	以上です。5ページ目については以上です。
1:53:19	規制庁田尻です環境条件の設定っていう意味で一応確認しとったらいい。
1:53:25	な、多分大丈夫だと思いますっていうことなんですけどSAの環境条件とかを考える上でなんですけど要は今まで設備面での環境条件を想定する時とか線量評価の環境条件を考える上だと、何でもかんでも意識はした方が厳しかったので意識ってあると思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:00	規制庁谷です。検討されていけばそれ書いていただければと。それで何かどっかに書いてありましたっけなんかいきなりそこが選ばれてるような感じがしたので、今おっしゃられたように支配人が出てくるものに関しては結局上からたくさんするような形になるので、そっちの影響地点ですってというのは構わないんですけど、
1:56:15	ちょっといろんな話をごちゃごちゃになった気がするんですけど、建屋内の人にとって魅力を持ってる方が厳しいんですけど清君で言うと、今回対象の人たちがもういたりするので、ではどの条件として設定したのか
1:56:27	S B Oの想定とかっていうのも、それ1要素であって、別に
1:56:33	動的機器の多重故障でも何でもいいじゃ何でもいい話にはなっているので、要は一番厳しいものを選んだんですよっていう過程がもうちょっと見ると、普通は得やすいかなと思うんで、その点よろしく願いいたします。
1:56:47	日本原燃の奥出でございますそういった内容としては我々として全体まとめ資料で言えば2ポツ5ポツ1と2ポツ5ポツ2に、今、私が説明させていただいたところを、
1:57:02	記載しているつもりではあるんですがちょっと、
1:57:05	まだ十分、整理としてわかりにくいところであれば、もう少しちょっと説明の仕方、検討したいと思います。
1:57:16	コサクです。
1:57:17	まとめ資料を拡充するというよりは、先ほどから言ってるようにどこに飛ぶのかといったところの飛んだところでの記載を、
1:57:27	既許可と同レベル2しっかりと整理をしていただく。
1:57:32	いうことだと思ってまして、今の重大事項で考えるべき動向ということであれば、そこでどういう考えのもとにやるべきかっていうことが求められてい。
1:57:43	その質問のもとに整理をされればおのずと明確になっていくというふうに思ってたんですけど、
1:57:50	そこで検討した結果、
1:57:53	まとめたのがこのまとめ資料であってと。
1:57:57	言う古藤なんですけど。
1:58:00	日本原燃奥でございます。申し訳ございませんがまたちょっと説明が不足しております、今言った話はですね、我々としては技術的能力、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:12	のところで説明しております、具体的に言うと、資料ナンバーの 15 番の、
1:58:19	技術的能力の整理資料の補足説明資料の 1.06、
1:58:26	ここの部分で説明をしております。
1:58:33	です。ですので今おっしゃられたような修正というのがあれば、基本的にはこの 1.06 を修正した上で、それを全体一貫通貫でまとめた全体まとめ資料の方に、
1:58:47	展開するとか反映すると、そういうような形になるというふうに考えてます。
1:58:54	コサクですわかりました。そうする等、今私言ったところで語弊が生じてしまうんですけど、
1:59:02	技術的能力の関係での説明の整理資料ではあまり具体は書かれていなくて、S A のその想定しなきゃいけないことってというのは、カクウその前の各何だ、位置構造設備の
1:59:19	条文でのカクウん違うか、有効性評価の前段でまず大きく書か 0 でそれを呼び込む形で各条の整理がされと。
1:59:29	いう形になっているので、技術的能力での説明ってなると、そちらの方の整理の考え方も踏まえて変えていかないと、
1:59:41	これだと大枠でしか書いてないというのが、
1:59:44	現状の既許可での整理資料の記載ぶりだったと思うので、その点はちょっと私の先ほど言ったこと、
1:59:52	そのままに受けずにですね、有効性評価全体を見渡して必要なことという、考えていただかないと、
1:59:59	いう感じになってるかなという
2:00:04	日本原燃奥でございます。有効性評価っていう意味では一番端的に記載されたの 28 条だと思っていて、一応今回の評価も 28 条の有効性評価で、
2:00:17	地震なり、火山の影響なりで、それぞれどういうふうに考えてっていうのを踏まえた上で設定したところではあるんですが、ちょっとまだ説明として足りないところがあると認識しましたので、
2:00:31	改めてちょっと確認して整理したいと思います。
2:00:38	はい。整理資料としてはこの技術的能力の中でいいと思うんですけど、そこで説明をするエッセンスとして今ご認識いただいたようなところで全体を見渡して考えていた。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:49	ということで結構ですのでよろしくお願いします。
2:00:52	日本原燃奥です。承知いたしました。
2:01:05	規制庁高梨です。ここは何かこの段階で、コメントなり、
2:01:12	あります。ございますでしょうか。
2:01:21	よろしいですか。すいませんコサクです。
2:01:25	今のところで急にS Aの話まで行っちゃったんですけど、す。4 ページは九条ですと言われてたんですが、5 ページに行くとか何か急に発散したような感じがするんですけど。
2:01:39	そ、この辺りは、
2:01:41	発散したと言いながら制御室の方にも移ってるような感じもしつつ、どこでどう切り分けられたかっていうのもちょっと補足してもらってもいいですか。
2:01:52	日本原燃の奥出でございます。えっとですね基本的に4 ページ目までが有毒ガスの発生等網羅的な抽出というところで、
2:02:03	ここがS AとかD Bに関係なく、とにかく再処理施設、或いはその周辺にあるものが何かっていうのは、
2:02:13	整理したものでそれは我々としては9 条で説明しようと思ってます。5 ページ目に移りますと、そういったものが、D BでもS Aでも、そのD Bの中でも
2:02:25	火山だったり森林火災バラバラが、これの外部衝撃だったり
2:02:30	内部火災であったりですね、そういったもので、整理するとだからここで個別の条文に分かれていくってそういうような考え方です。なので個別の条文に分かれる時に、
2:02:44	S A っていうのも出てくるC A D B っていうのも出てくると、そういうような整理になってます。
2:02:53	コサクです。そういう意味では各条で求められる条件という。
2:03:00	を踏まえて
2:03:02	9 条で整理をしてある、発生元、
2:03:05	に対して、どの程度考慮すべきかっていうのをそれぞれの条文での分析をしていくってということですかね。
2:03:15	日本原燃の久世ですその通りです。
2:03:18	規制庁コサクですわかりました。そうすると、今D B S A って書いて5 ページだと書いてますけど、D B の中では各条文ということで少し分けがされてるってということですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:32	日本原燃の奥ですそういうことになります。
2:03:37	はい、規制庁不足です。わかりました。
2:03:41	ちなみに高梨さんもし、
2:03:44	2時間過ぎましたがこの後どうされました。すいません今ちょっとそのことでご相談しようかと思ったんですけども、
2:03:54	すいません。まずちょっと下、事業者側に確認なんですけど、これも、この後多分、どこだろう。
2:04:01	9ページまでですかね。
2:04:03	が主な説明になるかと思うんですけども、
2:04:06	説明としては監視、図感触で言い方変ですけどもどれぐらいの分量後説明があるかというのを、
2:04:14	ちょっと見通した結果の見通しが政策で結構なんですけどちょっとお聞かせいただいでよろしいですか。
2:04:23	難しいのはちょっと時間経ってるので1回休憩を入れたいと思いますけれども。すいません日本原燃の奥でございますちょっと
2:04:31	私としては今までやってきたやり方で
2:04:36	説明して質問があればその整理資料に移ってここでこう書いてますっていうような説明だと思っ
2:04:43	を考えたので、1ページあたり15分ぐらいはかかるかなとちょっと思っていました。はい、若山規制庁高橋です質問の量とかにもよると思いますので、
2:04:56	ちょっとここで一度2時間以上、ヒアリング立ってます。続いていますので、休憩を入れたいと思いますがよろしいでしょうか。
2:05:04	日本原燃奥です。承知しました。それではどれぐらいいきますかね。
2:05:11	37分だから。
2:05:13	50分ですね、緒十分弱ということで、16時50分再開ということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。
2:05:20	日本原燃奥です。承知しました。はい。それでは一度録音てします。
0:00:03	はい、規制庁タカハシそれでは再開したいと思いますので、説明の続きの方をお願いいたします。
0:00:10	はい日本原燃の奥でございます6ページ目から説明させていただきまして、6ページ目ではですねこの追加要求事項を踏まえた基本設計方針のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:00:22	有毒ガスの発生要因、要は地震であったり、そういったものをですね想定破損であったりそういった特徴とか希望を踏まえてDBでどのような想定をするか。
0:00:33	SAでどのような想定をするかというのを記載しております、
0:00:36	これの具体的なところはですね、DB関連で言えば、20条の補足説明資料の2-8のところ、
0:00:47	展開させていただいています。SA側は技術的能力の1.0の整理資料の補足説明資料の1.06の添付資料2というところで、
0:01:01	整理させて整理しています。基本的な考え方としてはですね、換気設備の、例えば、ここに換気設備等に関して言えば設備に関して言えば、安重設備は機能1、
0:01:13	その他施設のは機能喪失ということを想定しています。
0:01:18	さらにですね
0:01:22	すみません。
0:01:24	20条のす。先ほど補足説明資料の2のハチいの中で、
0:01:31	等166ページ目からのところですね、4ポツ2ポツ1で敷地内の固定施設っていうようなところでここで、その評価条件どういったことを考えるというのを、
0:01:44	記載しておりますけれども、
0:01:48	想定破損であったり地震によるはその後、誤操作等のこういう、こういった化学物質の漏えいを包絡するような形で、
0:01:58	評価するために全量漏えいというものを考えていると、というようなことがここで記載されていたり、
0:02:07	すみません
0:02:10	安重施設の機能維持その他施設の機能喪失っていうのがここで記載しております。
0:02:17	先日のヒアリングの中で
0:02:23	質問というかコメントのあった、荒れてしまった、すみません前全体、すみません全体まとめ資料に戻ってもらうんですけど全体まとめ資料の、
0:02:34	添付の添付資料の1、
0:02:37	1の中の通し番号でいうと83ページ目ですね83ページ目の※3の、
0:02:44	※2のところ、起算防止措置吸着材の設置云々というところの既許可との関係というのを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:52	確認するというようなコメントをいただいておりますがこれもこの部分に基本的に記載しております飛散防止措置とか、あとは襲うっていうところはこれ 1012 条で
0:03:06	従業員防護の観点でやるというようなことを記載されていたりあとは吸着剤の設置とかその他、有毒ガスの発生を低減するための運用管理これちょっと具体的にどういうものかっていうと、
0:03:18	例えば中和剤による中和とかそういうものをコール、念頭に記載してるんですが、そういその吸着材の設置とか誘導ガスの発生を低減するための運用管理っていうのは、
0:03:29	今申請書上では明確に記載はしておりません。ただ化学薬品が漏えいしたときにそれを、それに対応する手順を定めるというのを、
0:03:40	申請書の中で記載しております、そういったところの中でこういったことをやると、というようなことを念頭に置いてこの※2 っていうのは記載させていただいています。
0:03:53	はい。次、今の D B の話で S A の話でいうとその地震という事故シナリオに基づいて動的機器と、そういうものを想定してますと。
0:04:04	これは多田先ほど
0:04:06	前のページのところでもコメントありましたけど
0:04:10	M a a S 有効性評価という観点でこういうシナリオっていうのが、本当にその機器を語ってるのかというのを改めて確認して説明は必要だと思っておりますが、基本的にはこういうような、
0:04:22	評価条件を設定して評価をしていると。
0:04:25	いう表、ことをしております。
0:04:29	次の段に行ってゆ有毒ガス濃度評価をやって発生元を特定したというところですけども、ここはもともとですね一番去年の 4 月に申請した段階ではですね、
0:04:44	敷地内の可動施設とか、敷地外の固定施設っていうのを、す、評価せずに対象発生元としまして対策をとりますというようなことを言っておりましたが、
0:04:56	今回は基本的には既許可の基本設計方針で述べているこういったものが対象となりますというようなことに対してそれが追加要求事項に照らして過不足過不足というか、
0:05:09	妥当であるかということの説明を誘導ガス濃度評価という評価で手法をもって説明をする必要があるというふうに考えましたので、そのスクリーニング評価せずというふうな切り方ではなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	すべからく
0:05:24	影響評価をやって、結論としては既許可で考えていたうち、
0:05:30	愛称発生元になるものは結局
0:05:34	寄付範囲で考えて載ったものと一緒だっていうところを確認しました。そういった評価も先ほど言った20条の補足説明資料2-8だったり、
0:05:46	技術的能力の1.0の6だったりに記載しております。加えましてですねこういった誘導ガス濃度評価っていうのは緊急時対策所に対しても、
0:05:56	やらないといけませんので、それは26条の補足説明資料の2-5の方に記載しております基本的には
0:06:05	その評価点が違うだけでやり手法であったり、その対象となる薬品の放出点だったり同じにしておりまして、同じである部分は、基本的にその20条側で記載している通りというような記載で、
0:06:21	26条側の記載は若干
0:06:26	短くまとめたような形で記載しております。
0:06:30	6ページ目に関しては以上です。
0:06:37	はい規制庁高橋です。ただいまの説明に関して、コメント等あればお願いします。
0:06:45	規制庁の田尻です。幾らか聞いていきたいんですけど、まず条件設定の方の話で、説明がわかりづらかったところがあるので伊藤まで確認していききたいんですけど。
0:06:55	評価とかで期待するもノーっていうのが、何それをどのように期待してるのか、じゃあそれは申請書にどう書いてるかっていうところが結論として聞きたいところなんですけど。
0:07:06	先ほど運用としてこういうのがあって申請書には書いてないんですけど手順を定めることで書いてますっていう説明があったような気がするんですけど、評価で期待するんだったら何期待してんのかどうかも知りたいんですけど。
0:07:17	いや要はやってますよっていうな形の話なのか、評価上、要は、それがやることによって量の低減効果を見込んでるんですっていう話なのかとかがわからなかったんですけど。
0:07:28	条件設定っていう意味でいうと、どういう意図でしたかね。
0:07:35	日本原燃の久世でございます。1条件設定という観点で言いますとですねつ飛散防止措置とか、ここ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:47	ここに記載されている内容というのは全量漏えいはするんで具体的に言うとなんて硝酸は漏えいした時に、それと
0:07:57	炭素行であったり構成部材と反応してノックスガスが出るんですけど、そのノックスガスを、がどれ、どの程度出るのかと。
0:08:05	そういうようなことを評価するための条件にしておりまして、具体的に言いますと全量漏えいしたとしても、こういった飛散防止措置であったり、塗装であったり、その他の運用管理を、
0:08:19	行っていれば、
0:08:22	勝算東端そこが接触する範囲っていうのはある程度限定的になると。
0:08:28	というようなことを考えております。通す、そういった記載を、そういった条件で
0:08:37	評価時評価条件を設定して、濃度評価をしているとそういうようなことになっております。具体的なところはですね補足説明資料2-8の別紙の13のところ、実際に行く前にまず申請書としての整理を確認したすいませんはい。
0:08:54	要は期待するっちゃうんだったら、申請重要でもそこが何かしら担保されてるような形にして欲しくて、
0:09:01	手順を定めることになってますっていうところで今おっしゃられたような内容が読み切れるっていうんだったら読み切れて説明してもらえばいいんですけど、今のお話だと、
0:09:11	塗装の話とか他どこでも読めるからいいじゃないかなともなるような気がするんですけど吸着剤の話とか含めてなんですけど、これをやるから評価上こうなるんですっていうのが補足にあったとしても、
0:09:22	それが本文添付、本文でどこまで書くかってとこありますけど申請書としてぶら下がる先がなかったら、うちとしては単なる補足資料の意味がなくなってしまうので、あくまで本文添付の補足のぶら下がりの考え方っていうのを整理した上で説明をいただきたいんですけど、今の説明だと、
0:09:37	本文添付っていうのは結局何担保されるんでしたっけ。
0:09:44	日本原燃の奥出でございます衛藤。
0:09:47	添付の分、本文添付のゆ点で言えば
0:09:52	その有毒誘導ガスじゃなかった江藤化学薬品漏えいに対して対処するための手順を定めるというところで、担保していて、具体的な先ほど説明させてもらったところは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:06	補
0:10:08	下部規定、保安規定に繋がる下部規定のところでは具体的なところは、明らかにするっていうことを考えておりました。
0:10:16	規制庁田尻です有毒ガス評価の結果を許可で今聞くんだと思ってたんですけど、その評価結果の前提条件になる話なんだと思うんですけど、そこをそういったことを下部規定に書くってところまで書いてあるとかそういう話ですかね要は
0:10:31	許可のタイミングで期待できることを担保して欲しいんですよ。
0:10:34	何か手順を定めるのは、一般用、一般的な話としてどこのやつでも大体書いてあるんですけど、手順として何を定めるから期待するんですけどっていうところを言っただけだと、
0:10:45	手順はそれは定めてるだろうと終わってしまう気もスルーの
0:10:49	結局許可としての担保事項先ほどの繰り返しで申し訳ないですけど、何担保するのかっていうところを整理して説明できるようにしていただければ今の説明だけだと申し訳ないけど手順を定めるから余るでしょって言うふうには言えない気がするんで、
0:11:10	当日本原燃奥出でございます衛藤と図師。
0:11:14	承知しました今おっしゃられたのは、結局誘導ガス濃度評価の前提条件としているものを、申請書上で、
0:11:24	どう記載してどう担保するのかっていうところだと思いますのでちょっと
0:11:29	今の申請書上、ここのはなCはですねすみません、評価条件と対象発生元の特定この両方を踏まえて、
0:11:39	既許可の変更内容のところ記載してる通り、有毒ガス影響評価を実施するというような設計方針を記載すると、いうようにして、我々考えてますので、その時に、ここの記載の中で、
0:11:53	どう読めるのかっていうのが必要だと。
0:11:55	いうふうに、
0:11:56	考えますのでちょっとその記載っていうのを、間検討して本文添付書類でどう、
0:12:03	この評価条件なりを説明してるんだってというのは説明できるようにしたいと思います。です他の趣旨は伝わったと思うんですけど、評価とかに期待するなら期待できることを示してねって言うだけではあるので、他のところも含めてそうだと思うんですよ。
0:12:18	許可の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:19	外部事象であるものが何だろうが、運用としての他担保しなきゃいけないことってというのは多分返ってきたような気がするので、そういったところと比較して何まで書かなきゃいけないのかも検討していただいた上で説明いただければと思うんでよろしくをお願いします。
0:12:33	日本原燃奥でございます承知いたしました。
0:12:37	規制庁谷井です。ちょっと続けざまに申し訳ないんですけど阿藤、先ほど、
0:12:43	はい。全体まとめのやつ83ページとかのところで、表が書かれていてなんですけど、
0:12:50	ここで壁とか扉とか堰とか×になってるんですけど、
0:12:54	これは、
0:12:55	期待するものが一つもないと思えばいいですか何か、一定程度期待するイメージで何か他のところでは一定程度期待することが書かれたような気もするんですけど。
0:13:06	日本原燃の奥でございます。壁とか扉とか堰はですね、先ほど安重系は生かしてそれ以外はという話をさせていただきましたが、
0:13:18	安重系施設を守るために
0:13:22	外部事象なりが、異常事象において、異常事象が起こったとしてもこの壁とか扉とか堰の機能が喪失しないような設計としている。
0:13:36	ものもあるんですがそうでないものもあるという、
0:13:45	規制庁たです音が飛んだんですけど減免聞こえてますか。
0:13:54	ちょっとね、今回高評価です。すいません。いろんなました。
0:14:04	日本原燃久世でございます。はい。ちょっとそういう意味ですけど、1分間ぐらい多分飛んじったんで、できれば安全とかで担保しなきゃ安重とかで期待してるやつもいるんですけど、
0:14:15	何か記載してないやつもいるからってところまで聞こえたんですけど、そこから出てってその時に、いや期待してるやつがいる中で今※書きもなく普通にバツだけ伝えられたりするんでその辺りの関係含めて、それでもう1回説明いただければ。
0:14:30	日本原燃奥でございます。異常な事象に対して機能を担保している。嘘。その申請書の中で機能を担保しているものもあれば担保していないものを、実際には現場でありますので、
0:14:44	そういったこれが担当してるこれは担当してないということで評価の中でそういう仕分けをするのではなくて、一律、もう表、丹

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:55	何だ、機能として期待しないと、というような評価にするというふうに整理してます。
0:15:00	整理してあると評価してます。
0:15:03	規制庁館です。今のお話だと壁扉式に関してはあっても医師期待してないっていいんですかね、何かちょっとここ、ちょっと覚えが定かじゃないんですけど何かどっかで期待してたような気もしたんですけど期待してないってこと。
0:15:17	日本原燃の久世でございます以上期待してないという整理します。
0:15:24	よくわかりました。
0:15:26	あとすいません、割と全般論の話で一応聞いておきたいんですが、ガイドを参考2、どこまでしたかちゅう話でちょっとばくっと今まで言わせていただいたんですけど、趣旨は何かっていうと、先ほどスクリーニングの話があったかと思うんですけど、
0:15:41	ガイドにのっとるとスクリーニング評価って、能動的なやつ以外は基本的に設備とか期待しない評価そのあとに有毒評価があってとかっていう流れのイメージがあるんですけど、
0:15:51	何か原因のスクリーニング評価ちゅうのが、ガイドで言っているやつと同じような考え方でやってるのが何か融度動かす評価となんか合わせてやってるような気もしていて、このガイドをどのように参考にしたのか別にガイドをまるっきりそのままやれと言ってないんですけど、何か後ろのほうのガイドとの比較資料みたいな見ると、
0:16:09	ガイドの通りやりました。何か書いてあったような気もするんですけど、いまいちガイド通りって言うていいのかどうか、何か把握しきれなかったんですけどそのあたり確認させてください。
0:16:20	日本原燃の奥出でございます。
0:16:26	我々の認識としてはガイドではどういう順番でやってるかっていうとそのスクリーニング評価でもって誘導ガス濃度評価をやってその制御室なりの、
0:16:37	対処能力を損なうような濃度になるかどうかっていうのを、判定するのがスクリーニング評価で、そのあとで
0:16:47	ちょっと対象発生元になったものに対して、その対対策を講じた上で、また改めて、誘導策です。はい。
0:16:58	奥田さん申し訳ない。
0:17:00	概念的にはそうなんですけど、そのときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:04	実用炉は広くスクリーニングで、
0:17:07	スクリーニングっていうのは、拾い上げるという思いで、
0:17:11	整理されてなので、設備なり何なりには期待せずに、一番過酷な、
0:17:17	状態で濃度が幾つになるか。
0:17:20	ていうので、考え得るのであれば何らかの対策が必要ですよということ でその対策を、
0:17:26	整理をすると、ということなので先ほど議論があった、どう担保しますか っていうのは全部スクリーニングの後の状態として議論ができる状態だ ったと。
0:17:36	会計なんだと思ってます。
0:17:38	一方で、
0:17:39	再処理の場合はその手前のスクリーニングで評価をする時に期待するも のが出ているので、それについての扱いが議論が必要になってきちゃっ てると。
0:17:49	ということです。それはイコールガイドと同じようにやってるということ じゃないでしょっていうことだと思ってて、それをどう考えてますかっ て聞かれてるんですね。
0:18:02	おわかりになりますか。
0:18:04	日本原燃の奥出でございます江藤承知理解しました。えっとですね、 は、我々が何かスクリーニング評価の手前で、その担保する機能は期待 しますって言っているのは、基本的には
0:18:21	その許可の中で有毒ガスとは関係なく、こういった設計にするとしてい たもの、それに関してはもうすでにそのスクリーニング評価拾い上げる 前の段階から期待するというような形にしています。
0:18:38	何ですので、そういった意味では、確かに
0:18:42	すが、ガイド、ガイドそのままではないっていうところは確におっし やる通りかこう考えております。ただ、ちょっと、
0:18:51	それでは、それでいいかっていうと、はい。規制庁コサクですけど、
0:18:59	それじゃ駄目だとはこちらは言ってなくて、先ほどタジリもガイド通り である必要があるわけでもないと言ったのはそういう趣旨なんですね。 ていうのもう実用炉はそもそもそんなに、
0:19:11	有毒ガスっていうのが大きな要因になると思ってなくて、だけれど も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:18	薬品を使ってないわけじゃないから拾い上げましょうという施設の特徴等に対して、再処理はそもそも使う施設であってそのために防護対策ももともと講じていると。
0:19:30	いう前提条件が違ってるので、それを踏まえて、
0:19:36	こういうスクリーニングなり対策の評価という時にはこういう条件でやりましたと言ってくればいいんで、
0:19:42	そこの考えを整理をして提示してくださいということです。なので、単純にガイド通りやりましたとかって
0:19:49	言われても困ると、ということです。施設の特徴というのをちゃんと行ってくださいと。
0:19:54	ということで、今奥田さんの言われた、もともと等、設計対応してましたというところは評価にくいも組み込みますということであれば、先ほど
0:20:06	担保すべきところがどう宣言されてますかというところでこういうところで宣言してますっていえるはずなんですけど。
0:20:14	一方で本当に全部そうなってますかっていうのがあやしい部分があるということだと思うので、それをチェックして明確にしていくということだと思う。
0:20:24	れます。以上です。
0:20:27	はい。日本原燃の奥出でございます承知しました。ちょっとそういうふうに、
0:20:33	おっしゃる通り一部補足説明資料、20条のところの最後の方でガイドの通りですっていうような形を書いているんですが、ガイドと値が或いは電力と違うやり方をしてるのは、す。
0:20:47	どういった理由だっていうのをずっと答えられるように、きちんと整理して、さらに評価条件が
0:20:55	何か申請書の中のどこで担保されるのかということも整理して説明できるようにしたいと思います。
0:21:04	経営状態です調査会おっしゃっていただいた通りすいませんちょっと端折って一発で行っちゃったんで伝わらなくて申し訳ないけど、自分から以上です。
0:21:13	コサクです。ちょっと関連でなんですけど、壁扉積に期待しないっていうのは何か。
0:21:23	わかるようなわかんないようになっていうところで、これはあれですかね、溢水評価と似たような感覚で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:33	漏えいした箇所に対してどこまで影響範囲を考えますかということの関連だと思うんですけど。
0:21:45	期待しないっていうと、何か無尽蔵に、
0:21:47	広がってしまうような気がするんですけど、どう考えてばいいんでしょうか。
0:21:52	日本原燃の奥出でございます。溢水なんかはですね例えば地震なんかで壊れないように設計した石とか扉なんかは、
0:22:03	そこでせきとめられると、だから何か溢水の区画っていうのを作ってその区画に流れ込むというのを検討してるんですけど、我々の場合はそれを期待しないと、代わりにですね、
0:22:15	これは電力でも似たようなやり方をしてるんですがその広がる範囲っていうのを、有毒、すいません薬品のその液量から、
0:22:25	広がる厚みっていうのは最大でも最小でも最小でも5ミリ程度になると、これが我々がその濃度評価をするときに使っているALPHAっていう、
0:22:38	誘導ガス濃度を評価する、何て言うんすか、プログラムでそういうふうな設定があるんですけどそれを踏襲して、考えてます。
0:22:49	ですねなので、一方でですねすいませんペア外壁の方にも評価条件建屋外壁っていうのがあると思うんですけども、そこはですね安全上重要な構築物の方は耐えると思っているのでもある。
0:23:03	次それ以外の非安重系は三角三角っていうのは、そうやって広がっていくけど、建屋の外壁は
0:23:12	なんていうんすか、建屋の外壁については、それ以上は広がっても広がらないだろうと。
0:23:19	いうふうに考えてます。なので建屋外壁、建屋の要は面積ですね総面積と先ほど言った、5mm厚さになった時の薬品の面積、
0:23:30	これの小さい方を、その広がる面積だっていうふうに考えてます。なので外壁のと、途中にある扉とか堰とか壁っていうのは、表、評価の他すいません。
0:23:43	前提としないというような整理にしています。
0:23:53	わかりました。
0:23:57	と、
0:23:59	そうだから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:04	液体の広がりっていう意味では、期待しないということわかりますけど、もう一方で換気設備との関係だと。
0:24:15	換気設備の機能に期待スルー分の区画としての、
0:24:20	下米なりは、
0:24:23	関連してくると思うんですね、直接の機能じゃないんですけど、
0:24:28	そのあたりはどう考えればいいのかっていう、何かまとめられていますか。
0:24:38	日本原燃の奥でございます。換気設備は生きてるパターンと死んでるパターンで説明させていただきたいんですけども、換気設備が活着ているパターンであれば、
0:24:50	そのガス状になったものっていうのはですね生きてるパターンの建屋外壁も生きてますので、建屋の中内壁っていうんすかね内壁みたいなものが死んでいたとしても、
0:25:03	外壁上には広がらないと、なので、換気設備で引いていけば、例えば1内壁の中に立って衛藤。
0:25:11	何だろう。うち壁が損傷していたとしても通常と変わらないような、と言ったらいいんですかね。有毒ガスが充満しているものが換気設備で引かれて、その建屋の外に出るというようなことを考えています。
0:25:27	一方で
0:25:29	換気設備が死んでいる状態って言っているのは建屋の壁とか扉とか堰がもう損傷していてそこから要は換気設備を通じずに、
0:25:40	扉なりの隙間から漏れ出ていくというようなことを考えているということことです。ですので基本的には換気設備が活着いても死んでいても、
0:25:53	そのゆガスの広がりっていうのも、時にも壁とか扉とか堰っていうのは、評価条件にはしていないというのが、
0:26:04	我々の認識というか、そういうふうに考えております。
0:26:08	規制庁憶測ですけど、換気設備っていうのは建屋外壁だけで区画されるかっていうとそうじゃなくて、
0:26:16	負圧管理は、建屋内にもいくつか区画を持って、設計されているもんだと思ってて、
0:26:25	なのでちょっと今の説明は納得がいかないです。一方で、先ほどの話に戻りますけど、別にここで期待して設計をしているわけではなくて、もとの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:38	その閉じ込め機能なり何なりの設計の中で、
0:26:43	D B 設備としての機能維持が求められている。
0:26:47	その範疇での期待ですということであれば、特に明示してどうこう言う必要はない。
0:26:53	で、その機能との関係でもう少しちゃんと説明いただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。
0:27:02	ご理解いただけますでしょうか。
0:27:08	衛藤それ日本原燃の奥でございます
0:27:12	とですね、おっしゃる通りその換気設備っていうのはセル排風機系だったり、建屋排気系だったりっていうものがあるって、必ずしもその建屋外壁と、
0:27:23	暗記だけでいわゆる閉じ込めっていう、あれを作っているわけではないというのは認識しております。
0:27:32	がちょっとすいませんそういう認識はあったんですが、
0:27:38	だからこのそれぞれの機能を期待する期待しないというのがちょっと今の私の説明で、どこの部分がすいません納得いただけていないのかというのは、
0:27:50	ちょっと私まだ金ぴんときていないところがあります。
0:27:54	せる間、
0:27:56	今回はあれですか建屋換気系でしかなくてセル関係は全く関係ない
0:28:03	焦る込み
0:28:06	そもそもどこを相手にしてるのかがよくわかんないんですけど、日本原燃の奥出でございます衛藤。
0:28:12	安全系の建屋でいえばセルの中で漏れる、薬品もセルの外、建屋の Green とかイエローで漏れる薬品も対象にしている、
0:28:24	セルの中で漏れたものに関してはセル換気系で、引っ張られて外に放出されるし、その Green とかで、こういう漏れいたものはその建屋関係で、
0:28:36	とおろへと出ていくっていうことを考えてました。
0:28:41	はい。清規制庁憶測ですそうすると、換気設備が適切に機能するためには、建屋の区画がちゃんとしてないと、そこが、
0:28:51	ぐらぐらになってしまっは或いは壁が問題ありません。
0:28:56	全部空いてますなんていうと負圧管理として成り立たないんだと思うんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:01	なので、何らかのその機能は、
0:29:04	対話しなきゃいけないと思っていて、
0:29:08	なので、単純に期待しません×っていただけだと。
0:29:11	話がずれませんかということです。一方で、先ほど確認させていただいたようにここで壁、壁、扉、堰と書いているのは、換気の閉じ込め機能の意図ではなくて、
0:29:24	溢水と同様のその液体の拡散に対する障壁という意味での期待だと期待はしないという意味だということだと思いますのでそういう意思をちゃんとはっきりさせてください。
0:29:38	日本原燃の奥でございます承知いたしました機能っていうものと
0:29:45	何ていうか
0:29:48	と閉じ込め機能っていうものと
0:29:51	その広がり
0:29:55	何か広げさせないような機能っていう、そうそういう意味で、それぞれで考え方が違うというような、それは一律バツをつけるんじゃないというところは、おっしゃる通りなので、そこはわかるように、
0:30:10	見直します。
0:30:14	はい、古作ですよろしくお願いします。
0:30:17	規制庁館です。ちなみにそれちょっと自分が誤認したのが31ページ、右下31ページとか32ページ全体まとめ資料のやつで、30ページから続くところなんですけど、
0:30:28	ここに壁とか堰の話書いてあって、例えば右下31ページの中段ぐらいのところ要は、安重とか持たないやつ以外は期待しないって書いてるように見えたんですけど。
0:30:41	先ほどのお話だと、
0:30:43	話途中で切れていたのかなの皆さん11ページ例えば下から3行目のところで、一方安全上重要な構築物以外の建屋は異常事態に対してどこがこうと言って担保してない従ってって言って、この壁扉堰換気設備っていう31ページの一番下は、
0:30:58	要は担保されてないやつはっていう意味かと思ってたんですけどこれは、
0:31:02	要は一部担保できないやつがいるから全部担保しないっていうふうなことだったんですね先ほどの長さんからの話の中でいうと、ここに書かれ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	てるような内容で期待できるものは元からそういうふうに担保してるものはある程度期待して閉じ込めをちゃんと担保。
0:31:16	言ってもらった方が、右下 32 ページのところの上カラー、60 行目ぐらいかな、何か扉の隙間から放出されとか、扉に一定程度期待してるような雰囲気にも見える記載とかがあったりするんで、
0:31:28	先ほど話に出たように 80、
0:31:31	3 ページのところとかが漏えいの C A Q さんも拡大防止とかの観点でここは閉じ込めの防止はまた違うんですっっちゃうんだったら、整理いただければいいような気がするので説明内容だけ整理して説明いただければと思います。
0:31:44	日本原燃の奥です。承知いたしました。そこの部分はちょっとマメはつきりしてないところがあるので、きちんとその説明させていただきます。
0:31:57	補足です。31 ページとかの記載を見ると、
0:32:02	安重として登録してるものは見込みますみたいに見えるんですけど実態見込んでないってということで、
0:32:11	外壁は見込んでいますがそれ以外は見込んでいないというような、ちょっと整理でした。
0:32:19	あと規制庁コサクそうするとこの 31 ページあたりは書き換える。
0:32:28	ちょっとすいません記載は見直させていただきます。
0:32:32	はい。規制庁小沢です。わかりました。
0:32:35	別に見込んでいいものではあるのですが、
0:32:40	ここは何で見込まないのかかっていう理由はありますか。
0:32:48	日本原燃奥出でございますちょっと先ほどの機能という考え方で精査させていただきますたいんですけど、基本的には
0:32:57	見込み、見込めるものと見込めないものがあるので一律も見込めないとした方が保守的だし、評価としては簡単だというような、
0:33:09	発想でさせていただきましたが、今 1 社とおっしゃっていただいた通りその機能という観点ではちゃんと整理した上で、具体的にというか、
0:33:21	説明がないと、不十分だということは今認識しましたので、す。そういった認識の上で、あとやはり何だ、その積のうちのここの部分は機能を期待しますとかいうところはちゃんと整理したいと思います。
0:33:40	はい。補足です。この辺りを下へ修正する際に見込み見込める有無、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:49	溢水防護なりで、エントリーすると言っていたものを見込まないということであればその理由として今のような評価上、こういうことなのでと。
0:33:59	というようなことを言ったりというのをここに明確にさせていただきたいと思います飲み込むであれば、淡々と今みたいな記載でいいんですけど、
0:34:08	いずれにしても、誤解のないようによろしく。
0:34:13	日本原燃の奥です承知しました。
0:34:23	規制庁高橋です。その他何かコメント等ござ確認等ございますでしょうか。
0:34:30	規制庁コサクです。ちょっと振り出しにまた戻って申し訳ないんですけど、5 ページは、各条それぞれでと言われて、六条に入ったところ、
0:34:41	になったところで、話が制御室緊対に偏った気がするんですけど、
0:34:48	9 条 12 条というところで、具体的に設備の方法、或いは作業員の方法と、
0:34:54	というような関係についてはこの部分はどうなってるんでしょう。
0:34:59	日本原燃奥出でございます。今回具体的な有毒ガス濃度評価をやってその対象発生元を特定するっていうのは、20 条とか 26 条の検出装置だったり、
0:35:14	そういった必要な対策だったりっていうところに求められているものだというふうに我々整理しておりますので、③の 2 以降の有毒ガスの影響評価が、
0:35:27	変わってくるところは 20 条 26 条或いは技術的能力の 1.0。要は今回追加された部分というところについて衛藤すいません。はい。申し訳ない。
0:35:42	ノート評価をした上でっていうのを何で勝手にその前提条件を見ているのかなっていうことなんですけど。
0:35:48	検討項目でいうと、5 ページまでは、
0:35:51	流動数の抽出だけで対策っていうのがないんですよ。
0:35:56	だから、作業員の有毒ガスに対して抽出したものに対する対策とか、そこが抜けちゃってるん。
0:36:04	ね。
0:36:05	で、
0:36:06	6 ページに行くと、それがその対策の策定ってなって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:11	入ってくるはずなのに、そこに濃度評価をっていうふうに、最初にスクリーニングをかけちゃうから、洩れが出てるんじゃないですか。
0:36:25	日本原燃の久世でございます衛藤。確かに、確かにおっしゃる通りスケート球場側でも 12 条側でも対策の話をしているので、ここの部分で、
0:36:36	20 条制御室緊対人だけでなく、対策ってというのは当然、その救助のところの対策っていうのも、
0:36:46	記載されるべきでした。
0:36:49	はい、そうです。一方で、対策としてはもともと講じられていて、追加する必要はないという評価をされたんでしょうから、そこはそういうことで、
0:36:59	枠を設けて書いていただいて、制御室緊対についてはどう評価を追加すると。
0:37:05	ということで精査をしてきましたということで理解をしましたので、わかるようにして、
0:37:13	日本原燃奥で承知しました。
0:37:21	規制庁高梨です。その他、コメント等ございますでしょうか。
0:37:33	はい、規制庁タカナシですよろしければ、
0:37:36	説明の方、次に移っていただければと思います。
0:37:41	はい日本原燃の久世でございますでは 7 ページ目のところです。7 ページ目のところは対策系の話はさ、
0:37:50	協働へと少し触れたので、ちょっと当然、今までの説明から変わったところというところをかいつまんで説明させていただくんですが、一つ目がですね
0:38:03	追加要求事項を踏まえた基本設計方針のところだと防護具類のところには赤字を書いているんですが圧倒、これまでのヒアリングの中のコメントで、
0:38:14	換気設備の隔離と防護具類をやると言っている中でボーグルの扱いについて、明確にしなさいというようなコメントがあったと認識しております。
0:38:27	結論から申しますと換気設備の隔離とボーグル 1 というのはセットで
0:38:33	この二つをやることによってという。
0:38:35	6 月防護対策ってというのが完結するといいますか、この二つでもって、制御室を要員だった緊対所の要員を守ると。
0:38:45	そういうようなことで

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:48	いうふうな記載にしました。もう1通の変更点が、既許可の変更内容のところで棄損の通信連絡設備というふうに記載しておりますが、赤字にしておりますが、
0:39:00	4月の段階では通信連絡設備っていうものを、新規でも設けるという設計変更をやるというような説明をしておったんですが、それに関しましてはこれについても
0:39:14	既許可の基本設計方針を確認しなさいというようなコメントもありましたので、改めて通信連絡設備の設計というものを確認して結果としては、
0:39:25	流動ガスに対して、既存の通信連絡設備で誘導ガスを含む異常事象、
0:39:30	全般ですけど数ある火災だったりも含めてですけども、基礎の通信連絡設備で対処可能であるということ、
0:39:39	が判断しましたので、これは新規ではなく既存の通信連絡せず対応すると、そういうような整理になったということです。
0:39:49	以上です。
0:39:57	規制庁高橋です。ただいまのところに関して何かコメント等ございますでしょうか。
0:40:05	規制庁コサクですけど先ほどの話の続きになっちゃいますがここで現場作業員って出てきたんですけど、
0:40:13	現場作業員。
0:40:14	で、
0:40:15	これは1、
0:40:17	濃度、影響評価に基づくもの。
0:40:22	と基づかないものとあるような気がするんですけど。
0:40:25	どう整理してます。
0:40:28	日本原燃奥でございますすみません。ここで言ってる現場作業員は先ほどの私の説明が間違っておりまして、現場作業員に対してですね誘導ガス濃度評価を、
0:40:41	はせずに、
0:40:44	基本的にはやはり再処理施設っていうのは薬品が、そこら辺にありますし、事故、事故にしる通常時にしろ、
0:40:55	医薬品を裸で取り扱うということがありますので、こういった人々に対しては濃度評価ではなくて、菅。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:04	有毒性だったり、人体に害のあるもの、薬品に関しては、必要な対策をとると、これが大事な重要なことですので、
0:41:15	こういったものすいません現場作業員に対しては誘導標有毒ガス濃度評価は行って、DBの世界では行ってません。
0:41:26	行わずに適切な対策をとると、その対策は、危機感を確認したところ、適切な対策がとられているということを確認したということ。
0:41:39	なので変更は必要ないということを確認したということです。
0:41:43	はい、規制庁不足です。そうすると先ほど6ページで、そこをちゃんと整理してということでしたけど、6ページ7ページをあわせて整理をするっていいことですか。
0:41:53	日本原燃奥ですそうそうです。
0:41:57	はい。規制庁コサクですわかりました。で、もう一つ、通信連絡の話とかされましたけど、
0:42:05	これは、
0:42:06	整理資料どこでどう整理されたんですか。
0:42:11	日本原燃の奥出でございます。通信連絡設備の書くことに関しましてはこれは先ほど申しました通り、既許可でやっている設計が誘導ガスでも使えるのかという評価ですので、
0:42:26	A D Dで言えば資料ナンバー9番の27条の整理資料でこの中の
0:42:35	末松
0:42:37	と補足説明資料2の16、6段表ですね既許可、許可でどういった設計と いうか本文添付書類でどうということが記載されていて、
0:42:49	整理資料でどういった説明をして、有毒ガスとして必要な通信連絡設備が必要とする機能が何でっていうのを、
0:42:59	整理して、結果として、
0:43:02	今誘導が数、
0:43:05	ノー見地でし、見地とかで衛藤。
0:43:10	通信連絡設備使うんですけどそれが使えるのか使えないのか。要は、設計を変更する必要があるのかないのかというのを整理したというのが補足説明し、2-16ですので、
0:43:20	ここの中で説明をしております。
0:43:26	規制庁加来です。補足はわかりました。上流になる整理資料の本文はどうなっていて、
0:43:35	申請書ではどうなるかっていうのはいかがですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:51	日本原燃の久世でございます。すいません
0:43:56	2の補足説明資料2の16ガードその整理資料の本文のどこにひもづくか ってというのは、
0:44:05	とですね。
0:44:06	ちょっと少々お待ちください。
0:44:13	と、根井奥でございます通し番号で言うと28ページ目のすみません27 ページ目のところです。
0:44:25	ところで、
0:44:33	次、設計基準事故が発生した場合において云々というような形で、先ほ ど、
0:44:39	申した通り必要な
0:44:42	通信連絡設備を備える設計とするとそういうようなことを記載しており ます。
0:44:48	規制庁コサクですこれだと、その耐薬品性みたいなことは書かれてない んで、
0:44:55	補足説明資料に行く、適切につなげてないと思いますが、
0:45:00	その辺りはどうなってんでしょうか。
0:45:21	日本原燃の奥出でございます27条の、ここの部分につなげている、そ の記載はですね通信連絡、
0:45:31	設備に替え等は、
0:45:35	直接その有毒ガスとの繋がりっていうのはおっしゃる通りとにここでは 読めないです直接有毒ガスとの繋がりを実際
0:45:46	この通信連絡設備を使って
0:45:51	対処するといいますか、やる制御室側のところで記載しております。要 は2、20条の整理資料の方で記載しておりますので、
0:46:03	そういった繋がりと言えばですね20条の整理資料の、
0:46:09	と、
0:46:12	補足説明資料の、
0:46:17	2の7ですかね、2-7の方で先ほど言った通り
0:46:21	既許可の記載と、
0:46:25	ていうのを、既許可の記載と通信連絡設備を含む対策系との、
0:46:31	何というか、
0:46:34	天木許可でその対策系がきちんと入り込まれているかどうかというの を整理した結果が市を示してます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:50	と、何生物がわあわあでそれがあって、
0:46:57	それだけで足りるのかっていうこと。
0:47:00	もあるし、その詳細説明が、
0:47:04	通信連絡にあるということだったりっていうその関係性をもう少しお願いします。
0:47:23	日本原燃奥出でございますちょっとえーっとですね。
0:47:31	今、我々がしている整理ではその2、
0:47:38	通信連絡設備ってというのは流動ガスを検知するための設備として、誘導ガスを検知して中央制御室であったり緊急時対策所の要員を守るための設備として、
0:47:53	考えておりますんで、基本的にはまず20条にあって、その20条の等で言っている通信連絡設備の所、詳細な設計といいますか仕様であったり、
0:48:05	数量であったり能勢設計ってというのが27条側で展開されるということを考えておりますので、基本的にその有毒ガス防護に関しては、
0:48:18	20条側で書いて、それで使う、通信連絡設備の設計っていうのについては27条で、
0:48:28	で展開されていると、27条で展開されている、その個数だったりということを考えれば、その誘導ガスでも使えるということが判断できるとそういうような、ちょっと整理を、
0:48:41	していました。
0:48:46	個数だけではなくて、環境条件とかも含めたと思う。
0:48:51	ですけど、
0:48:53	違います。いや日本原燃奥ですそその通りです。
0:48:58	規制庁加来です。そうすると、
0:49:01	大枠の要求は、上流のところ整理をし、具体の仕様なりは
0:49:07	小部IIとして通信連絡の方で整理しますというのは、それはそれで理解はできるんですけど、
0:49:14	であるならば、ちゃんとつなぎをとってくださいということだと思えます。それがそのどういうときに、
0:49:20	期待するものなのかということの条件なんかをしっかりと抽出して、それを通信連絡の方がきっちり受けると。
0:49:29	いう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:31	すいません。ことだと思imasるのでその記載がちょっと今足りないって いうことだと思u。
0:49:36	imasるので、検討いただいて、その検討が許可の方で具体化を、
0:49:45	今回するべきかどうかと。
0:49:47	包絡して読める場所があるのかないのかと。
0:49:50	いようなことを確認していた。
0:49:53	imas。以上です。
0:49:55	日本原燃奥です。承知いたしました。
0:50:08	規制庁高橋です。その他、ここまでのところで何かござimasでしょうか。 規制庁の田尻です。
0:50:15	ちょっとDB改正カーがちょっと定かでないところがあるんですけど今 回防護具の話とかが出てくるかと思uんですけど出masの話とかがあっ て、そこらの筈とかの考え方っていうのは、許可で説明した範疇にお さまるっちゅうことでもいいですかね
0:50:30	例えば薬品の資料とか見ると収束活動に参加する人っていうのはSAと して対処する人とは別に背別にいるんですとかっていう話を書いてあっ たりはして、だとすると、SAの人プラスその人達分ぐらいの数が確保 されている必要があると思uんですけど、元カーム目確保してたんで足 りるんですっていう話もあり得るかなと思uてたんですけど。
0:50:49	その辺り数とカーというところっていうのは変化が起こるんでしたっ け。
0:50:56	日本原燃奥出でござimas既許可で説明している数からは変更はありま せん。
0:51:03	重大事故なりに対処すると、
0:51:08	要員に対しては
0:51:10	っていうのを何か、
0:51:13	整理資料の技術的能力の1.0の整理資料なんかで示してありますけれど も、そこから数を変えろということあります。一方で今おっしゃられた その収束活動これは重大事故対象とは別の人が、
0:51:25	やるんですが具体的には
0:51:27	薬品の漏えいなので基本的にそういった収束活動っていうのは、DBの 方で12条側で先ほども出masが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしてimasせん。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示mas。

0:51:38	手順として、化学薬品を回収するというような話もあります。ある通りそ、そこで用意される防護具を使うと。そ、それに関しては既許可の方では、
0:51:50	ここで数字は出しておりませんでしたでしたががそういった既許可で用意すると約束していたものを使ってやりますので、いずれにしても数っていうのは変わらないというふうに考えております。
0:52:03	規制庁田尻です。ちょっと理解しきれなかったところがあるんですけど、いわゆるS A対象に必要な資機材の数っていうのは許可の頃から説明してきてて、その時に、し、
0:52:14	初動対応に近いような形ですけど、薬品漏えいとかそういうのに対処する人がいて、そこに関しては対処する人の数が対処しますよっていう方針ぐらい書か書いてたけど、
0:52:25	僕とかそういうところの数まで謳ってなくて、だから今回も変わらないですって話だと思うんですけど、それだとするとそのややベドを確保されていて、ベド確保されてるのは請求書なのか勤怠なのか別の場所なのかわかんないんですけど、
0:52:40	数としてわあ、元からどっか他のところに余分に確保されてるから大丈夫とかそういう話ですかね。
0:52:54	金城谷井ですわかりづらかったかもしれないで一応ですけど要は増える増えないはいいんですけど結局必要数をちゃんと確保されているっていう説明なんですよね多分。
0:53:04	日本原燃の久世でございますその通りです。10 重大事故は重大事故で許可で来こんだけ用意しますっていうのが担保されて
0:53:14	確保しておりますし、それとは別に先ほど言った薬品漏えいの時の、
0:53:20	対応するための防護具というのはそれはそれで用意しております。
0:53:25	規制庁大事ですちょっと個別個別で見てきたこともあって、アンカー制御室の人員等マスクの数とかが昔ぴったり1だったりしたような思いがあってそれはだから別に確保されてっていう、
0:53:36	のが今理解しました要は全体像としてどれだけ確保してるかってのは把握しなかったんで今そういう状況は理解したのでちょっと資料見てて、そこがちゃんと読み解けるかとかをちょっともう1回確認したいと思うんでよろしく願いいたします今後。
0:53:50	日本原燃奥です承知いたしました。
0:53:59	規制庁高橋です。その他何かございますでしょうか。
0:54:13	よろしければ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:15	次に移っていただければと思いますけれども、
0:54:20	はい。日本原燃の久世でございます。次8ページ目ですけれどもこの赤字のところを中心に説明させていただきますが、一つがですねこれまでこれすいませんS Aの対策の話なんです、これまでは
0:54:36	既許可のところを考慮しておりませんでしたので、その誘導ガスに対する対処するための、その検知手段として通信連絡設備だけを述べていたんですが、
0:54:47	既許可の方ではですね誘導ガスが再処理施設に発生しそうなときには、制御室とか緊対所の居住性の確保の観点からこの可搬型窒素酸化物濃度計、
0:54:59	こういったものを使って、居住性の確保を確保されているということを確認すると、これ有毒ガス防護対策としても、使うものですので、
0:55:11	これも含めて対策だと、いうことを明確にさせていただきました。
0:55:17	それと設計対象のところでも説明しましたが屋内外の内のところ赤字にしていますが今まではちょっとガイドに引っ張られて、
0:55:26	内側で対処する人たちっていうのはあまり説明してこなかったんですが、内部の人に対してもここに記載されてるような、
0:55:34	ものを、資機材であったり、アクセスルートの確保だったり防護具類の装着だったりということで対策をとると、これは既許可で説明している通りだと。
0:55:45	いうところを確認を取ったというところなんです。ただ一方で既許可の方で通信連絡のお話であったり、換気設備の加来梨衣の話であったり、
0:55:57	ゴーグルの装着の部分ここが今回追加要求事項に、
0:56:04	もともとその居住性の確保だったりというところに入ってたんですが追加要求事項も踏まえてちょっと記載を明確化するというところを考慮しているというところで整理しております。
0:56:20	はい。規制庁高橋です。ただいまのところ、何か確認ポイント等ございましたらお願いします。
0:56:54	規制庁田尻です基本的に対策の話なんで、DBSAでそこまで変わりがあかっていうと、SAところに関して言うと2年までのところで関口とか北井の話の前はほぼ同じような話で、
0:57:07	あと屋外の対象の人っていう意味で言うともともと有効性評価とかの場合のところにおいて有毒ガスで明示してなかったけどちゃんと準備とかをしてきてましたと。今回有料バスのお話するのは明示しますよっていう話ぐらいかなと思うんでちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:20	資料の中に読んで記載の追加方法とかが正しいかどうかというのは今後三上さしていただくと思うんですけど、変更ないよっていう形で書いてるけど、要は、流動化数の要求事項に合わせながら明確化しましたよ、明確化っていうか、要求変更なんで明確化とは言えないんですけど、
0:57:35	要求変更に合わせて記載しましたぐらいに持っとけばいいんですよねここ。
0:57:40	日本原燃の久世です。その通りでございます。
0:57:44	長鍛冶ですちょっと申請書の記載内容に関わる話なんでその記載ぶりとか今後みたいと思いますのでよろしくお願いします。自分からは以上です。
0:57:56	規制庁の梶原です。先ほどの7ページとの関係も、と同じことなので、念のための確認なんですけど、
0:58:04	こちらでも通信連絡っていう話が出て、出てきているんですが、その条文間の繋がりみたいなことはこちらでも検討されるという理解でいいですか。
0:58:14	整理資料の通信とかですね。はい。
0:58:18	日本原燃の奥出ですその通りですね通信連絡設備、ここは重大事故等で47条との関連、すいません灯油、基本的には47条との関連でありますし、
0:58:30	S Aでも何だ、
0:58:33	27条の通信連絡設備を共用するとしているのでそこの関連ともなると思いますがそのやつは7ページで、コメントいただいたやつと同じように整理させてもらおうと思ってます。
0:58:47	市長の内村ですよろしくお願いします。
0:58:54	規制庁タカハシその他何かございますでしょうか。
0:59:05	よろしければ、次最後ですかね、トリアこのシリーズは最後ですかね、の方、お願いいたします。
0:59:14	はい日本現在の奥出でございます8ページ、すいません9ページ目のところは誘導ガス防護対策の成立性確認というところで、これまでは
0:59:25	害ガイドに従った通りに確認してきましたというところだけを言っていて、対策をやったけ。
0:59:33	やることによってその一番大事な重大事故対象でもそうですけども再処理施設の安全せ、安全を確保するための対応ができるのかと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:43	そういったところについての説明が弱かったというところで、ここは全面的に確認をしたというところになります。基本的には1ポツ目のところはこれはガイドの範疇でその対策を考慮した上で評価して、
0:59:58	防護可能であるとこれスクリーニング評価の流れの流れと、
1:00:04	一緒にやっているところで整理資料の補足説明資料2-8だったり、
1:00:09	技術、技術的能力の1.06だったりというところで展開されてます。下の方の、すいません2番目のポツも基本的にそういった対策が、
1:00:21	資機材及び数量、有効性評価の観点で大丈夫かというところなのでこれも同じ並びに記載されています。一番最後のところが重大事故等対処これも
1:00:32	いろいろコメントでもう幾つかコメントいただいているところで、有毒ガス防護対策を講じる場合でも、その時間とか要因の観点からというところで、
1:00:43	なんですけど、これ既許可の段階で誘導9月も含めたその環境条件に対して、
1:00:50	環境条件を考慮した上で重大事故の対処っていうのはタイムチャートを作って、その中で
1:00:58	現場学にどれだけ時間がかかるかとかですね或いは、防護具の装着を装着した状態で移動、そういったところも含めてそのタイムチャートを作って要員とか人員とか、
1:01:10	そういった観点で十分
1:01:13	成立するというところを説明しておりました。なのでそといったところを確認しました。ですので有毒ガスっていうのが今回、
1:01:23	追加要求事項で入りましたがそれはもう既許可で整理されていたことで、
1:01:30	成立するということを確認したと、いうことを記載しております。その辺りのことがですね、
1:01:39	整理資料の重大事故の話なので技術的能力の1.0の、
1:01:47	11ですね1.0の11のところ、6段表整理表という形で整理させて、
1:01:55	整理しております。
1:01:58	以上です。
1:02:01	はい。規制庁高橋です。何かこのところについて何かございましたらお願いします。
1:02:08	規制庁田尻です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:10	負担に認識合ってるかっていうことなんですけど先ほどが移動のところの話のところスクリーニングとかのところに関しては施設の特徴を踏まえながらちょっと自分たちオリジナルのことやってますよって話だったと思うんですけど、
1:02:22	他のところで毒物幾分有毒ガスの毒性の話であるとか、最後の評価の仕方話であるとか、そのところは居住性評価のやり方を考えながらっていうところとかも含めてなんですけどそういったところを今日、ガイドにのっとりながら、
1:02:35	というふうに思っておけばいいですかね。先ほどのスクリーニングのところの話以外で何かオリジナルを出されてるところってありますか。
1:02:50	日本原燃の岡根でございます。基本的にはちょっと、我々としてはなないと思っています。そこら辺のことは
1:03:04	20条の整理資料の
1:03:07	ガイドとの比較の中で、きちんと説明していると思っておりますが先ほどもちょっとガイドとの違い電力との考え方の違いってところが、何かいつ幾つか見受けられるので、確認って話もありましたので、
1:03:22	ちょっとそこもこの対策考慮した上での濃度評価という部分も改めて、確認させていただきたいと思います。
1:03:30	規制庁館です。ガイドをどう踏まえたかっていうところに関して言うと先ほどちょっと担当課からお話あった再処理施設の特徴。元から薬品薬品って大量に扱ってるのでそういったところも踏まえながらやりましたってところを踏まえてそのスクリーニングところは、
1:03:45	別ルートっていうか別に整理しながらやりましたよっていうところはありつつ、他のところの要は有毒ガスの特性どう考えるかっていうところに関しては今回、規制委員会においてガイドを定められていてその評価のやり方が定められたんでそういったところはそのままやりましたよっていうんだったら、
1:03:59	別にその整理で構わないと思っているので、ただあの、どういうふうに考えたかっていうところを全体像、いやここは自分たちでやりましたけどここんところはガイド通りですとかっていうのがバラバラと書かれると、
1:04:10	どういう考え方でっていうところにどうしても戻ってきってしまうので、要はどういう特徴を踏まえながら、だからここは違うんですっていう考え方を説明していただければいいかなってところがあるので、
1:04:20	その点はよろしくお願いたしますと。あと、異動の絡みでいうと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:27	あれなんだっけ。
1:04:32	ごめんなさいちょっと度忘れしたんでとりあえず1回、とりあえず、先ほど言った通り考え方だけ整理して説明できるしていただければ、
1:04:40	日本原燃の岡部所長、ごめんなさい、関谷と申します。
1:04:44	先ほど発電の話もされたんですけど実際の評価とかそういったところとか文献値どう参考にするかとかいうところで、実用の例っていうのも多々あったりすると思うので、そういったところそういうのも踏まえながらやりましたよっていうふうなところをヒアリングで言ってもらえればこちらを勝手に見るんですけど、
1:05:00	時間省けるかなというところもありますし、オリジナルでやっていきましょう。オリジナルで資料を調べながらとかデータ取りながらやってきましたっていうところがあるんだったらそこ言っていただければそこってのは中心的に見なきゃいけないところとかもあり得ると思ってるので、
1:05:13	そういったところも今後確認したいと思うのでよろしくお願いいたします。
1:05:18	日本原燃の奥でございます承知いたしました。
1:05:27	はい規制庁高橋です。その他、何かございますでしょうか。
1:05:41	はい。
1:05:43	もし、よろしければ秋田タカナシです。よろしければ、
1:05:48	とりあえずこのパワポ上のシリーズとしては最後まで来てるんですけどもこれ以外に何か補足なり、追加ないっていう部分っていうのは事業者側でございますでしょうか。
1:06:05	日本原燃の奥でございます。ちょっと我々としては一応要点は市サポート後説明させてもらった、その整理資料の内容でお伝えできたかなと思っておりますので特にこちらからはないです。
1:06:20	はい。規制庁高橋です。今の件は、わかり承知しました。
1:06:25	それではちょっとまずは、全体を通じてでも結構ですけども、何かコメント確認等、忘れてること含めてですけども、ありましたらお願いします。
1:06:46	はい。規制庁高梨です。特にないようであれば、
1:06:52	そうですね。どうでしょうか。すみません。日本原燃鈴木です。はい。
1:06:58	それでよろしいでしょうか。はい。ここの整理資料に係るやりとりです。ね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:06	少し途中で先祖返りという言葉が使われてましたけども次回の間瀬審査会合に係る内容と少し
1:07:16	混在してたかと思えます。幾つかコメントがあった中で特に審査会合に立ち返るのは、
1:07:23	まず対策系のところで 20 条 26 条しかありませんけども九条 12 条でもあるはずだという話と、それから現場作業員の影響評価、こちらはやらないとこういう細かい話ですけど、
1:07:36	そこは審査会合の改正がある今日の資料の改訂が必要というふうに認識をしております。
1:07:44	その他のコメントにつきましては評価条件ですとか電力との違いですとか、あとは九州大学ありまして本文等を添付書類それから補足説明書に繋がりとかありましたけれども、
1:07:56	これは今後整理資料の方を適宜見直すというこういう認識でおりますけどもこの認識で合ってますでしょうか。
1:08:09	規制庁カミデです。今、
1:08:11	何だろう。
1:08:13	九条 12 条の、
1:08:15	対策みたいな話っていうのは、正規資料では、
1:08:19	そういう折衝になってないんだけど、海越のパフォだけの説明ぶりを直すとか、そういうことではないですよ。どういう意図で、ちょっと違います。整理資料は整理資料で日本原燃鈴木です。
1:08:32	整理資料は整理資料で足りないところがあればすべてそれは直します。介護資料にフィードバックがかかる場所は、先ほどのところはフィードバックがかかるのかなという、こういう認識でございました。
1:08:42	と規制庁カミデそうすると整理資料の修正より一足先に会合資料だけ直すってそういうことですか。
1:09:03	小阪です。
1:09:06	今の即答が強いかと。
1:09:08	どういうことかはちょっと
1:09:10	これはありますけど、
1:09:14	まず、介護資料の修正そういう点が必要だというのはその通りです。その内容自体は整理資料云々という、
1:09:26	よりは、考えていることが的確に表現されていないと。
1:09:30	ということなので

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:33	わかるように書いてくださいってということなのでまず、修正をすると。
1:09:38	一方整理資料の方はっていうと整理資料の方も同じようにわかりにくい部分もあると思いますので、それはそれで並行して直していただければというふうに思います。
1:09:51	日本原燃都築でございます。ありがとうございます。承知いたしました。
1:09:57	で、コサクですその上でなんですけど、このあとスケジュールの話もあろうかなとは思ったんですけど、整理資料のみなおしいスケジュールと、今後ヒアリングどう進めていきますかっていうのはどうお考えになりますか。
1:10:18	もともとは資料を読み込み、出向く見込ませていただきたいということだったものですから、審査会合終わった後に、大体今、1週間強ぐらいのところでヒアリングということを考えておりました。
1:10:32	ちょっと今日の整理資料の直しをどうそこに絡めるかもし絡められるのかについてはすいません、今もらったばかりなのでちょっと時間をいただいて別途の回答とさせていただきたいんですけど、よろしゅうございますか。
1:10:49	補足です。基本的にヒアリングの予定も、他の設工認とかの予定がいっぱい入るんで、
1:10:58	1週間前ぐらいには打診してもらわないと調整がなかなかあっていうところがあるんで、
1:11:05	この後検討いただければと思うんですけど、少なくとも会合の後のラップアップのときとか、
1:11:12	その辺りには明確にさせていただかない等、
1:11:17	調整しづらいのかなというふうには思いますがタカナシさんいかがですか。
1:11:21	はい。戸田規制庁高梨です。今の話ですけれども、はい。
1:11:27	もちろん内容をしっかり確認するというような、もありますしそれから設工認の関係でというのがありますけれども今言われた通り、そうですねスケジュールにつきましては、会合後のラップアップが幅が必要かどうかのもありますけれども、
1:11:39	そこのところぐらいには明確にさせていただいて、故郷の分の資料の反映があるのかどうかとところも含めてですけれども、ご整理でご提示いただければと思います。
1:11:53	日本原燃都築でございます承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:58	規制庁高橋です。ちょっと今と今の話も踏まえてなんですけれども、ちょっと要は、スケジュールに絡んでということで、今今のお話で、要はせえと会合資料の方は会長の明日の夕方ってことだったんですけども、
1:12:11	整理資料の方につきましての、見通しといいますかスケジュール感みたいなものが今、今の段階であれば、
1:12:17	お願いしますもしなければまたその今言った月曜日、ごめんなさい、会合後で結構ですけども、
1:12:23	提出とヒアリングをセットでスケジュールとしてはお示しいさせていただきたいと思いますので、遅くともラップまでにはそれを明確にいたします。
1:12:36	はい。規制庁高梨ですよろしくお願いします。
1:12:42	規制庁タカハシその他、特に縛りはなく全般的で結構ですけど何か確認とか、忘れてることとかございましたらお願いします別に規制庁が事業者が飛んでませんけれども、
1:13:02	規制庁タジリですが、
1:13:06	今後ヒアリングをやって食うのでこのタイミングで、1から10万いうつもりもないですけど、例えば、勤怠の資料26条の緊対所の資料で、
1:13:16	下に10ページとかのところで、(6)で緊対所はっていう設計書いてあって換気設備を設置する設計とするっていうのがあって、
1:13:25	間違っていない気がすすけど多分換気設備瀬下だけだと駄目で、隔離するとかどうこうっていうその前のページまでに書いてあるところとカーが内容として必要だったりとかあると思うんですけど。
1:13:36	要は、どの段落で何まで書くのかの整理っていうのは今後聞きたいと書いて何か同じことを書いてる時があれば、ちょっと削ってみたりとかも何かいろいろあるような気がするので、そこらの辺りの考え方は実際に身聞く時にはちゃんと説明できるように考え方はこういうものですよっていうのを説明できるだけしといていただければと思います。今から以上です。
1:14:09	日本原燃奥です。承知いたしました。
1:14:16	はい。規制庁タカハシその他何かございますでしょうか。
1:14:25	はい。はい。規制庁高橋です。特にないようでしたら、本日のヒアリングはここで終了しようと思いますがよろしいでしょうか。
1:14:35	米岡です。こちらは大丈夫です。はい。規制庁高橋です。それでは本日のヒアリングは、ここで終了したいと思います。お疲れ様でしたありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:47	ありがとうございました。
---------	--------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。